

平成15年度 第6回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成16年3月3日(水) 13時30分～17時30分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所

3 出席者

(1) 委 員

木本委員長、速水副委員長、朝日委員、大森委員、野口委員、福島委員、
朴委員、山本委員

(2) 事務局

副知事

県土整備部

理事

公共事業総合政策分野総括M

公共事業政策TM

下水道T 他

農林水産商工部

担い手・基盤整備分野総括M

農業基盤整備T 他

企業庁

企業庁長

事業整備分野総括M 他

環境部

環境共生分野総括M

森林保全TM 他

南島町生活環境課長

紀勢町水産課長

鈴鹿市河川課長、都市計画部公園緑地課副参事

四日市市都市整備部公園・河川課長、下水道部下水管理係長

熊野市建設課長

河芸町建設環境部産業建設課課長補佐、副参事

安濃町建設課課長補佐

亀山市下水道課課長補佐

菰野町下水道課長

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業総合政策分野総括M)

どうもお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成 15 年度第 6 回 三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は、浦山先生と林先生がご欠席でございます。10 名の委員のうち、8 名の委員のご出席をいただきましたので、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、委員長、早速議事に入らせていただきますようお願いいたします。

(委員長)

はい。本日、傍聴の方はおられますか。

(公共事業総合政策分野総括M)

おりませんので。

(委員長)

それでは、事務局、段取り。ご挨拶の方頂戴できますか。

(吉田副知事)

皆さん、こんにちは。今日は平成 15 年度の三重県公共事業評価審査委員会最後の会議となっています。今日まで大変熱心なご審議をいただきました委員の皆様に対しまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本年度は 7 月 15 日に第 1 回の委員会を開催していただきまして、今日で 10 回目となります。その間、県事業 38 件、市町村事業 12 件、合わせて 50 件の再評価と、県事業 3 件の事後評価につきましてご審議をいただき、ご答申とともに大変貴重なご意見をいただいたところでございます。

私は、12 月 15 日に開催していただきました第 3 回の委員会で、本年度の最後の委員会では、単にご意見に対する各事業の対応だけではなくて、公共事業全般について広く検討させていただいて、報告をさせていただきたいというご挨拶を申し上げました。本日はその最後の委員会となりました。

お手元の資料 3 に事業方針書と書かれた資料がございますが、今回は委員会からいただきましたご答申とご意見を踏まえまして、今後、住民参画につながる公共事業はどうあるべきなのか、また、地域振興につながるような公共事業をどのように考えていくべきのかなどにつきましても、私どもが取り組むべき内容を記載させていただきました。この内容につきましては、これから各担当部長、総括マネージャーなどから申し上げたいと思っておりますけれども、このように昨年度から一歩進んだ形で委員会にご提示できましたことは、ひとえに委員の皆様のお尽力の賜物と、深く感謝いたしているところでございます。

今後は、この事業方針のもとに、さらに効率的で効果的な公共事業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。来年度から実行いたします「県民しあわせプラン」を、

公共事業の立場から支えて参りたいと思っるところでございます。そして、「三重県は本当にいい所だ」と、県民を始め他県の方からも一層そのように言っていただけるような三重県を県民とともにつくっていきたい。そのように思っるところでございます。

平成 16 年度にご審議をお願いする件数も、後ほど事務局から説明を申し上げますけれども、ぜひ今後とも県民のしあわせのために引き続きご尽力をお願いし、甚だ簡単ではございますけれども、委員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(委員長)

吉田副知事さんから、非常に丁寧なご挨拶を頂戴いたしましてありがとうございます。この委員会も、事務当局そして担当の方々に、我々委員の方も互いに 1 つ 1 つ階段を上げるように上がってまいりまして、相当質疑の内容もしくは制度的なもの、我ながら申すのもおかしなことですが、かなり充実しておるんじゃないかと思ひます。

ただ、1 つ私個人として気がかりなのは、やはりかなりの案件がございまして、相当内容はバラエティに富んでおる。ひょっとしてともすれば、木を見て森を見ず。公共事業とは何なのかということを見失わないように、今後より一層委員会側といたしましても慎重に審議してまいりたいと思ひます。どうも大変ご挨拶ありがとうございました。

では、事務局の方から今日の進行について、ご説明よろしくお願ひいたします。

(公共事業政策 T M)

それでは、本日の議事について説明させていただきます。お手元の資料のインデックスの 1 番をご覧ください。赤いインデックスの 1 番議事次第でございます。本日、2 番の「事業主体の事業方針説明について」ということで、まず 1 番目に 15 年度の公共事業再評価実施事業の継続または中止の報告。次に 2 番として、同じく事後評価の実施結果を踏まえた今後の事業方針。3 番目に今後の公共事業の事業方針として、全体的な説明をさせていただきますと思っております。

この 3 つにつきましては、赤いインデックス資料 3 の公共事業の再評価結果及び、その後続いておりますけれども、事後評価の評価結果における事業方針書というものに基づいて説明をさせていただきますと思っております。

説明につきましては、事務局の部分と各事業の担当部長等から説明をさせていただきます。その後、再評価につきまして、市町村の分もございまして、市町村の担当者の方から説明をさせていただきます。再評価終わりました後は、事後評価の事業方針について、各事業の担当部長等から説明させていただきます。説明させていただきました事業方針へのご意見、ご質問につきましては、県事業の再評価の一括説明の後の段階、それから市町村の再評価の説明の後の段階、それから事後評価、これは県事業だけですが、のあとと、3 回に分けてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

最後に議事次第では 3 番になりますが、その他では、16 年度の再評価、事後評価の対象事業の予定箇所等について報告、説明をさせていただきますと思ひます。

それと、委員の皆さんと少し協議させていただきたい事項もございまして、その他の項で併せてお願ひしたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。資料と議事進行について、事務局からご説明ございましたが、何かご確認事項や意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。資料もすべてございますか。では、議事次第第2番の「事業主体の事業方針の説明について」、ご説明お願いいたします。

(公共事業政策TM)

まず、個別事業に入ります前に、全体の説明をさせていただきたいと思います。資料は赤いインデックスの3の「再評価及び事後評価結果における事業方針書」により説明させていただきます。

まず、1ページでございますが、これは再評価結果でございます。県事業についてでございます。今年度、審査38箇所についてご審議をいただきました。1ページ番上でございますように、その中で継続という答申をいただいたのが38箇所。中止は0でございました。

めくっていただきまして、3ページをご覧ください。先ほどの県事業38箇所と、あと市町村事業12箇所、合わせて50箇所について審査をお願いしました。市町村も合わせてすべて継続という答申を受けております。併せて、委員会からは多くの貴重なご意見をいただいております。このご意見を踏まえまして、県の公共事業をとりまく諸問題、改めて整理した結果、この下に黒ポツで幾つか挙げておりますような非常に重要な問題点というのを見出しております。

これらの問題点につきましては、後ほど個別にまた説明をさせていただきますが、県といたしましてもこの問題点と、その解決策を整理していきたいというように考えております。ただ、ページ番下にもございますように、すぐ取り組めるもの、中期的あるいは長期的な視点で取り組んでいかなければならないもの、いろいろございますが、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

あとページめくっていただきまして、再評価の共通事項でございますが、5ページからご覧ください。まず、5ページの一番上の方ですが、「説明資料等における県民の理解しやすい表現について」ということで、昨年10月の第3回の再評価委員会において意見をいただきました。「これまで過去5年間多くの審査を行ってきたが、説明資料の専門用語や事業者側に立った説明が多く見られた。このため今後の委員会にあたっては、県民に理解しやすい表現に努めるよう求めるものである」という意見でございます。

このため、平成16年度、来年度からは、説明資料の専門用語については、ふりがなを振る、あるいは*を付けて、その用語の解説というのもしていきたい。また、必要に応じて写真や図を使うなど、理解しやすい表現に努めてまいりたいと思っております。こういった形で、県民への説明責任を果たせるよう、説明に努めていきたいと思っております。

5ページ下段ですが、「公共施設・機能の維持管理について」ということで、同じく第3回の再評価委員会において、「全ての公共施設・機能の維持管理について、ライフサイクルコストの観点から適切な管理が重要である。したがって、早急に持続的な施設維持管理の仕組みについて、具体的に構築するよう検討されたい」との意見を受けました。

一般的に県庁の会計は、現金主義というんですか、社会資本が資産であるという概念が乏しい部分がございます。このため、5ページその下ですが、平成12年度から県土整備部内では適切な維持管理を行っていくためのアセットマネジメントと言いますが、取り組みを始めております。この検討を、特に道路舗装を例に、今検討を行っている途中でございます。今後、委員会からご指摘いただいた維持管理の仕組みの構築につきましては、重要課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次、6ページ、「事業内容を大幅に変更する場合の取り扱いについて」ということで、これは昨年12月の第3回評価審査委員会において、「今後、公共事業を進めるにあたり、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた後、その事業内容を大幅に変更する場合は、チェックできるような仕組みを構築されたい」とのご意見を受けました。

このため、今後再評価にあたりましては、再評価実施要綱の第2条にございます「社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業」という定義の1つとして、「再評価後、現に実施している事業の全体計画事業内容について、主たる施設等の廃止や新設に伴う変更、又は、全体計画事業費の30%を超える増額が予想される事業」を含めて、再評価を実施し県民への説明に努めていきたいと考えております。30%を超えるということが予想される場合は、次の再々評価の時期まで待たずに、その時点で再評価を行い、委員会に諮問していきたいというふうに考えております。

6ページの下、「コスト縮減の評価について」ですが、16年1月の第5回評価審査委員会において、「今後の再評価におけるコスト縮減の効果については、具体的な縮減額を示されたい」との意見を受けました。

本県では、公共事業のコスト縮減の取組につきまして、平成9年度から継続して取り組んできておるところでございます。6ページ一番下の方でございますが、平成14年度で約18%のコスト縮減。これは平成8年度比ですが、達成しているところです。今後とも、14年度も「コスト縮減緊急アクションプラン」というのに取り組んでおりますが、16年度以降もまた新たな計画を策定して取り組んでいきたいと思っております。

具体的な取組はここに黒ボツで挙げさせてもらっています幾つかの取組を現在やっているところです。今後も再評価にあたりましては、コスト縮減額をできるだけ具体的に報告していきたいというふうに考えております。

共通事項最後ですが、「単価上昇の原因究明とその対策について」ということで、今年1月の同じく第5回の審査委員会におきまして、「今後、事業を継続するにあたり大幅な単価上昇の原因解明とともに、その対策について検討されたい」とのご意見をいただきました。

事業費については、デフレの経済を反映いたしまして資材単価、労務単価が下降傾向にあります。一方で、環境に配慮したといいますが、いろんな対策というのも出てきておまして、事業費上昇の要因ともなっております。しかし、財政状況非常に厳しい中で、一層のコスト縮減が重要と考えておまして、今後も経済的な工法や入札契約制度の見直しなどについて取り組んで、事業費の上昇抑制に取り組んでいきたいと思っております。また、単位延長あたりの工事費が大幅に増加する等の単価上昇があった場合には、その原因を解明して、再評価の際に報告させていただきたいと思っております。

以上、全体の共通事項について説明させていただきました。続きまして、8ページからは、個別の事業の部分になりますので、担当部局の方から説明をお願いしたいと思います。

(委員長)

ちょっとお待ちください。いかがでしょう、委員の方々。これから担当部局の方のご説明を伺うんですけれども、今共通のところを一区切りしてよろしいでしょうか。今、共通のことでご説明いただきましたけれども、これの質疑。どうぞ。

(委員)

委員会の意見を取り入れて、これだけいろんな形で検討していきたいという部分に関して、非常に敬意を示します。ただ、6ページの部分で、ちょっと提案なんですけれども、この部分もちょっと踏まえて検討していただければと思いますが。6ページの「事業内容を大幅に変更する場合の取り扱いについて」なんです。その項目の下から2行目のところを見てみますと、下から3行から2行に関わるところなんです。施設を廃止するなり、あるいは新設を伴う変更、それから事業費が30%ということになっているんですが、例えば道路工事1つ事業例を挙げてみますと、10キロの区間での道路工事を予定していたと。それが、最初はトンネルとか橋とかを建設するつもりはなかったんですけど、それがいろんなその後の地盤だとかいろんな形を考えてみますと、そういったような部分を取り入れざるを得なくなったとしたときに、例えば金額としては30%を超えないんですけれども、10キロの道路上の事業の中で、例えば4キロ近くトンネルなり何なりという部分に変更があったとしたときに、そういったような部分に対してはこの取り扱いの対象としては、この書き方ですと「検討しなくていいですよ」というようなことなのか。そういったところの部分を踏まえた形で、ここの主たる施設等の新設といったときに、そこに当てはまることのできるものなのか。その理解をどうすればいいのかの説明と、もしそういったところの部分がまだ検討されていないようでしたら、その辺の部分を取り組んだ形での検討はできないものなのかということです。

(公共事業政策TM)

事務局としまして、各事業チームの意見を聞きながら検討してきたわけなんですけども、今言われたように、具体の事業の中身までは、そこまでは踏み込んでおりませんので、これらの全体としての方針を立てる中で、また個別の事業ごとに、もう一度具体的な廃止のとか新設の内容等については検討したいと思っております。

(委員)

例えば、特別にそういった部分がたくさん扱うことになる部署もあるでしょうし、比較的少ないだろうと思う部分もあるかと思うんですけれども、ここでは主に施設をどうするかプラス金額がどうなるかということになっていて、例えば事業内容そのものを見たときに、かなりの変更をせざるを得ないというところの場合は、恐らく各部署だけのものではなく、共通の部分もあるかと思って質問したわけなんです。

(委員長)

確認させてください。例えば、道路の場合ですと、路線が決まっていた。そして、その

路線を変更した場合に、今まで路面だけだったものが、隧道を抜いたり、橋を架けたり、橋梁を架けたり、そういった場合の工事内容の変更はどうかということ。いわゆるそれが30%に収まって、かなり大幅な工事変更があっても。

(委員)

金額で30%を満たさなければ、そのままいいですよという形に聞こえるんです。

(公共事業政策TM)

今のお話ですと、道路の本当にルートが変わることによって、大幅に施設の構造が変わるということですので、30%じゃなくて、前段の部分に関わってくる部分かなと判断できるんじゃないかと思います。

(委員)

具体的に申しますと、前段というのは「廃止や新設を伴う変更」、そういうところの部分だということでしょうか。

(公共事業政策TM)

はい。

(委員長)

いかがですか、今のご回答で。

(委員)

私は、この30%という数値がいかようにして出てきた数字なのかということを知りたいなと思っておりまして。要するに30%以内ならば許容範囲というふうに考えられたのかなと。その辺の説明をお願いしたいと思っております。

(公共事業政策TM)

これは公共事業全体を包括するような形でというふうに考えまして、各事業チームごとに、いろんなこれについて意見を出していただきました。その中で、全体事業費の変更に付きましては、補助事業については各補助事業者、各省庁なり事業ごとにいろんな基準というのがありまして、20%とか、30%とか、あるいは施設によってこういう施設をした場合とかいろいろあります。そういったものを全体的に包括できるということで、30%という数字を設定させていただきました。当然、これくらいの数字を超えるのであれば、補助の事業としての変更の手続もしないといけない。そういった意味で設定をさせていただいたということです。

(委員)

事業そのものにはやっぱり10%内外くらいの多少の変更はやむを得ないということが多分あると思うんですけど、その30%というのが、本当に各事業そのものに合った数値な

のかということも、また今後いろいろと考えていただきたいなというふうには思います。

(委員長)

委員の意見は、恐らくやはりここでも30%に決めたデータというんでしょうかね、全事業でもってほしいとってみれば、30%くらいで収まるという。今、まさしくおっしゃったことの裏付けというものがあればというご意見だと思うんですけども。やはりこれで固定するわけではなくて、やはり今おっしゃったように、今後運営していくうえで、これが25%がいいのか、いやもうちょっと上げてもいいのかという、やっぱり柔軟な形で、そして資料を積み上げていくということが大事なのかなと。多分そういうご意見だと思います。いかがですか。かなり曲解したかもしれませんが。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

「全体計画事業費の30%を超える増額が予想される事業」ということで、要は再評価の対象になる事業の定義をしたということなんでしょうけれども。ここでどの時点で予想というふうに。これはあくまでも終わってからの話ではないでしょうか。予想ということですから毎年という考え方でよろしいのでしょうか。毎年、当局で見直しをかけながら、その時点で全体がいわゆる30%を超えるということがわかった時点と。こういうことなんでしょうか。

(公共事業政策TM)

はい。この30%は、一旦再評価を受けた後、当然予算の関係がありますから、毎年次年度の予算要求をする段階で、全体事業費というのは見直していくということが前提ですので、その段階で確実にもう来年度に30%を超えそうだということがわかれば、その時点で再評価を行って委員会に諮問するという考え方でございます。

(委員)

細かいところなんですけど、6ページ同じく今の部分の最後の部分なんですけれども。再評価後という形になって、また「再評価を実施し県民への説明に努めていきます」というところの「再」というものは、再々評価という意味で考えるのか、そこを再評価なんだけれども評価をもう一度かけたことによる再評価だということに理解したらいいのか。これどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

(公共事業政策TM)

再々評価というふうになります。1回もう再評価を受けてますので。再々評価という正式な言葉はないんですが、再評価実施後、通常ですと5年後に再度再評価を受けないといけないというのが決まりでございます。その間であってもこういう事態になれば、再評価を行うという意味でございます。

(委員)

そういうことは、例えば再々評価だけれども、表現上再評価。場合によっては再々々評価でも再評価ということになるのでしょうか。

(委員)

だったらこれ「評価を新たに実施し」と、そうやって。あるいは「再び」とかやっておいた方がよろしいんじゃないですか。評価を「新た」か「再び」か、どちらかで。どっちがいいとはちょっとわかりませんが。

(委員長)

ありがとうございます。細かなとこですけど、合意が非常に大事だと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。ほかに、どうぞ。

(委員)

ちょっとよくわからないので、もう一回しつく質問させていただきたいんですけども。例えば、何もなければ5年に一度再評価委員会にかけられると。一遍何年かに再評価にかけられたときに、事業費のご説明もその中であって、例えばの話ですけども、こういう理由で1割増額をしていますけれども、継続したいですというような案件が出て、それで継続を了承しますという形でその場を通ったとしますよね。そうすると、本来だったらそこから5年後にもう一度再評価委員会にかけられるというのが、通常の流れなんだけれども、そこまでの毎年のいろんな事業費の見直しのときに、30%を超えてしまったら、途中でもう一度かかるようにするんだというのが、先ほどのご説明だったと思うんですけども。

その30%というのは、何かが基準じゃないと30%というのは出ないので、継続を了承しますと言った一度かかった評価委員会のために、既に例えば10%の増額が了承されていたとしたら、その10%の増額が了承されていた金額に対して30%以上さらに増えるというふうに判断されるわけですか。

(公共事業政策T M)

はい。再評価を受けた時点での全体事業費というんですか、それが元という。

(委員)

それは了承をもらったということなので、そこからまたその30%増に、5年経たない間になることが予想されるような案件の場合にはというふうに理解すればよろしいんですか。

(公共事業政策T M)

はい。

(委員)

だとすると、すごく大風呂敷をもしかして広げてみえませんかというふうに、私は思う

んです。例えば、非常にみみっちい話ですけど、25%の増額で継続を了承されて、次に2年後に計画が25%増が予想されてというようなことを繰り返して、もしみえたというような案件があった場合に、これは完全にふるいを滑り落ちますよね。

(公共事業政策 T M)

当然、25%増であっても、次回の再評価のときに、例えば5年後の再々評価のとき。そのときに説明をできないような変更というのは、やっぱりそれは認められないという部分があると思うんです。妥当な理由があって、当然変更があるわけですから。ですけども、あまり大きな額で途中どんどん進めてしまっていて、5年後というのでは問題だろうということで、一応30%という線を引いたんですけど。

(委員)

これは何に対する変更なのか、増額なのかというのは、大変重要な基準点が必要だと思うんですが、今のここに書かれている文面をそのまま見てみますと、例えば20%でも10%でも増えた分に対する30%という形で読み取れるんじゃないかと、全体の過去に来てた部分、それから現にここから実施している部分、それから未来に終わろうだろうと思う全体のものに対して30%という形になってくれば、ここに途中で事業変更や金額が変わったことに対して再評価をする意味が出てくると思うのですが、増えた部分に対してさらに何十%となってくると、結局これは何のための再評価なのかという基準が変わってくるものに対して、この委員会は何に対する評価をしているのかという部分が問われると思います。

(公共事業政策 T M)

再評価の時点では、その時点での正確な全体事業費を出ささせていただく。その全体事業費というのは、それまでに実際に使った事業費と、あとそれからの完成させるまでに必要な残事業費、それを合わせたものが再評価時点での全体事業費だと思います。それについて、再評価時点で実際に審査していただくのは、残事業費の分ですね。あと残っている部分がどれだけあるのか。その残っている事業が妥当な事業なのかという部分。それともう1点が、全体事業、過去に事業費も含めた全体事業費で計算したB/Cについて評価していただく。そういう金額的に事業費という意味では、そういう二面があるのかなと思っております。ですから、ベースと置く全体事業費は、再評価した時点での全体事業費と考えております。

(委員)

ということは、全体計画の事業費というものは、再評価するたびに変わってくることにに対して30%だという説明になりますよね。そういうことはあり得ないと思いますが。それが例えば、この委員会が評価をする、あるいは再評価をするということは、何に対して再評価をするかという基準というものが、5年ごとに、例えばその事業対象になった時点で変わっていくということになりますよ。そういうことなんですか。そうなってくると、全体計画事業費の幾つというようなことの表現に、今言ったように再評価をした時点からの部分、全体計画事業費の30%とか何%と言わなければ、今の説明とここの文面で見た場

合では、ニュアンスが違って、基準点が変わっていくことが書かれてないじゃないですか。

言いかえますと、過去にあったこの。再評価をなぜするかと言うと、既存の事業が終わるまでずっとやっていく中で、5年ごとに再評価するという1つの継続した事業としての位置づけに変わってくるじゃないですか、今の説明ですと。だから、ここに書かれている全体計画事業費というものは、最初想定していたその事業費の30%を超えている部分が見えたとき。そういったような形でやっていかないと、その都度その都度5年ごとに、例えばあるいは1年ごとに、再評価かけるたびに変わったことに対する30%だということであれば、ここにきちんとした形で基準点が変更するんだよと、変わるんだよという部分を明記しなければ、これは誤解を招きます。

(公共事業政策TM)

おっしゃる意味わかりました。今、ベースとなる全体事業費は、再評価時点で見直したというか、その時点でつかんでいる全体事業費という考え方でございます。

(委員)

そこで、私は意見ですけれども。全体計画事業費の30%というこの部分だけが、今委員がおっしゃるような意見が出るわけで、私としてはここは残事業費の30%とするべきだと思います。

(副知事)

そのご提案については、こういうことも考えないといけないと思うんですね。10箇年の計画で、9年目までは事業費どおりやってきたと。そして、残りの10分の1の事業が残っていて、それが3割増になったということですね。そうしますと、当初の事業費に対しては残りは100のうち10しかなかった。それが13になるわけですね。そうしますと、当初の計画から言うと、100が103になっただけということが一方ではあり得ると思います。それも、対象にするかどうかというご判断なんですよ。

(委員)

確かに、今この再評価の委員会からしますと、過去の行ってきたことが妥当かどうかという部分も必要なんですけども、今後残りの分がどうかということで、その再評価の時点で、残りの残事業費を見直すわけですから、見直すということは確かに9割終わってあと残りが10%とすると、その10%についての精度は高いと思います。ですから、そこで3割以上も変わるということは、確率として非常に少ない。そこできちっとした精度を高めた見直しがされているということになるんだろうと思います。ですから、私は残事業費でやるべきだと思います。

(公共事業総合政策分野総括M)

今の件についてなんですが。過去のこの委員会でご指摘がまずありました。それで、ある委員の方から、民間の家を建てる工事で、最初例えば1,000万というような格好で見積もりを出したと。それが途中で1,300万になるとか、1,500万になると、そういうことと

いうのは考えられないと。やはり公共事業というものは、最初しっかり事業費をつかんで、全体事業費をつかんで、それに基づいて事業を執行していくべきだと。やはり今までのやり方というのが、ちょっと不自然なところがあるのではないかと。そういうご指摘を受けたわけですね。

それを受けまして、今回やはりそういうことじゃなくて、しっかり全体事業費をつかんで、事業費の変更がないような格好でやっていこうと。そういう考え方に基づいて、今回当初事業費に対してそれだけの変化があれば、やはりちゃんとこういう再評価を受けて、その中で審査いただいて、事業をどうしていくのが、それをやっていきたいと。そういう趣旨で今回このような格好で提案させていただいております。

(委員長)

少し交通整理させていただきますと。先ほど委員も言われたんですけども、残事業に対して云々の話も、これもやはり基準点が必要だと思うんです。委員の話なんですけど、年々変わるじゃないかと。というのは、やはりこれは明記するべきだ。つまり、再評価によってそこがスタートになる、15年度もしくは今後20年度。ですから、これは全体事業費、いわゆる再評価を受けたところがスタート、基準点、ベンチマークになると。で、先ほどおっしゃったように、継続しているものは、基準年からの残事業じゃないかと。というのは、残事業を諮る場合は、再評価を受けたときの、非常にそれは精査されて再評価に上がっているはずだ。なおかつそこで30%を超えるというのは、これはどうしたことかという、そういう文脈になると思うんですけども。

もう1つ、先ほど委員の言われた意見は、再評価にかからなかった場合どうするんだと。4年間で事業があがってしまった。その間25%でいって、言ってみれば表現悪いんですけど、食い逃げみたいな場合も生じるんじゃないかと、可能性としては。つまり、30%ならば、新しい評価をするんですよと言うんですけども、25%をやりました。これは事務的には上がってこない。で、次の再評価までの4年間で事業を終えてしまった。そういう場合も生じるのではないかとというのが、委員のご指摘だったと思うんですけども。

(公共事業政策TM)

今の基準でいきますと、金額だけの変更で30%以内であれば、再評価にはかからない。例えば、4年で終わってしまえばということなんです。ただし、内容的に工法等が大幅に変わる、施設、ここに書いてありますような。そういう場合には、当然かけていかなければいけない。

残事業費の内容にもよるんですけど、当然たくさん残事業費が残っていて、その中で大幅に30%に近くなるというのであれば、施設の変更というのが当然伴ってくるのかなというふうにも判断できると思います。

(委員長)

そこだと思うんです。いわゆる事業費と、そして実際の施工。これはそんなにかけ離れるものではない、いわゆるお金で換算しますと。ですから、30%が妥当かどうかはわからないんですけど、いわゆる25%が続いた場合とかというのは、恐らく今おっしゃった前の

文言で多分引っかかってくるだろうと、私も思います。

ですから、委員、私も推しているのは、今のところはある程度 30%未満の場合は、多分漏れはあるかもしれないんですけども、それは事業そのものをかなり変更した場合は、やはり金も相当動きますので、恐らくは来ると思うんです。ただ、漏れもあり得るとは思います。どうぞ。

(委員)

ちょっと気になるのは、何もなくても5年後には再評価を受けると、長い事業の場合に。何もなくても5年後には再評価を受けると。そうでないものに対して、少し事業費という意味で、そうでないものも途中ですくい上げて、審査にかけるというような方法を考えていただいたというふうな趣旨だろうと。それは、理解するんですけども。

それが、今おっしゃったような30%が妥当なのかどうかという話も含めて、先ほどのご説明なんかを聞いていますと、30%を超えるような変更があった場合には、補助金の関係もあるので、例えば国へも変更の申請を出さなければいけないだとかいうような、事務的な私たちよくわからない部分ですけど、そのあたりの恐らく事業主体としては何かいろいろ手続上のことが起こってくるんだろうと。そういうことが起こるほどの変更があった場合には、再評価委員会にもかけるべきだろうというふうな判断をされたのかなと思うんですね。

私の意見としては、補助金の変更を申請しなければならないような内容で、こちらにもお問合せをしなければいけないというふうに考えていただいたというような格好ではなくて、補助金の変更をしなくてもいいけれども、これくらい上がっているときには再評価だけは受けとこうよというくらいのレベルに、そのパーセンテージを設定していただけた方がよかったんじゃないかなというのが、先ほどの発言の趣旨です。

それから、何もなくても5年間で、一度5年のまず第1回を、平成10年なら10年に再評価をしたときに、既に全体事業費がある程度増えてましたわというようにご説明があって、それでもこういう内容だったので仕方がない、それは了承しますという形で継続が了承された場合に、たったの5年間で果たしてこの30%も。そのときにはかなりきちんと精査をして出された数字で、5年後の継続事業の内容を評価委員会に出していただいているはずだと思うんですよ。それを前提にしたうえで、さらに30%も高々5年間の間に変更になるというようなことが、起こり得るような状況にしておいたらまずいんじゃないかというのが、まず第一にあるものですから、よっぽどのことがないとこれはかからないと判断されているんじゃないかなというのが、私の一番最初にお聞きした時点での印象なんです。

よっぽどのことが起こらないとかからないなと判断したような30%という数字が、果たして良心的な数字なのかということ、ちょっと再検討していただきたいというふうに思います。

(公共事業政策TM)

わかりました。委員のご指摘にありました、考え方として全体事業費だけではだめじゃないか。やっぱり残事業費というのを再評価委員会では主としてやっぱりそこは審査

しているんだから、その分についての変更という部分についてもやっぱり考えるべきじゃないかというご意見。それと、今のご意見を踏まえまして、この件については継続して私ども検討していきたいというふうに考えております。また、考え方を検討する中で、委員会のご意見をいただきたいと思っております。

(委員長)

それで、下から2行目ですけれども、一応たたき台として、よろしいでしょうか。「廃止や新設を伴う変更、又は」その後、「再評価を受けた全体計画事業費又は残事業費の30%を超える」で、一度たたき台で検討してください。それから、一番下の行ですけれども、先ほど委員が言われたんですけれども、ここの「再評価」を「新たな評価を実施し」と。これをたたき台に添削していただければと思います。いかがでしょう、私勝手に皆さんのご意見を。どうぞ。

(委員)

1点教えていただきたいのですけれども、7ページの単価上昇の原因説明とその対策のところにも若干通ずるところなのですが、その中に、工法や、施工の方法の変更という箇所があります。例えばこのようなことが生じた場合で、かなり金額がかさむような場合は、この「施設の廃止や新設」には入らないのでしょうか。しかも、全体事業費の30%にいかなくても、かなり金額がかさんでくるようなケースというのがあり得るのではないかなと、私は思ったのですけれども、そのような変更はもう再評価として審査されないのでしょうか。

(公共事業政策TM)

工法が変わってしまうというんですね。通常は盛土工法だったのが橋梁に変わってしまうとか、新たにトンネルに変えてしまう、道路の場合ですけれども。そういった場合ですと、先ほどの大幅なというふうになるんですが、通常の方法の中でとなりますと、それには当てはまらないのかなと思います。ただ、当然ここに「単価上昇のあった場合」ということにもございますが、当然説明責任といいますか、その部分で説明できる分であればならないというふうに考えております。

今回いろんな意味で、全体事業費なり工事費について、15年度いろいろ意見いただきましたので、今後当初の一番最初の全体事業費をつくる時、あるいは再評価の段階、いろいろな段階で全体事業費について、よりシビアなというんですか、検討をする中で出していきたいというふうに考えております。

(委員)

現在再評価でもうOKが出され、5年後にはもうそれが完成するようなケースなどについては、大きな新設だとか、施設の廃止又は30%を超える増額というようなケースにならない場合は、再評価として上がってこないわけですね。

(公共事業政策TM)

そうですね、はい。

(委員)

でも、その中で、例えば実際作業を進めていく時、何らかの工法が変更になった、または、規模の変更等は、この評価基準に入らない程度のもは、ある意味重要なものであるけれども、評価の対象外になってしまうのではないかと、私はちょっと心配をしているのですが。

(公共事業政策TM)

その施工方法の変更の中で、主要施設の廃止や新設を伴う変更の部分ですね。さっきも言いましたように、まるっきり構造が変わってしまうとなると、やっぱり前の施設を廃止して新しくつくる工法に変えるということになりますので、そこら辺該当するのかなと。あと、委員がご指摘いただきました、残事業費に対しての変更の部分の縛りが出れば、よりそういう対象範囲は厳しくなるのかなというふうに考えます。

(委員)

そのときの施設というのは、施設はつくるということはもう決まっているわけですね。ただ、そのつくり方の内容が変わるという場合には、それは施設が廃止という形として捉えるのでしょうか。

(公共事業政策TM)

大幅なというか、そんなに構造自体を変えなければ、そんなに大幅な変更というのはないとは考えておるんですけど。

(公共事業政策T)

7ページのこの「経済的な工法や施工方法」を想定しているのは、例えば従来でしたらコンクリート擁壁で施工しておったものを、科学技術の推進によりまして、補強土壁工が施工できるようになった場合、努力して経済的な工法を採用するという事で、コンクリートに替えて補強土壁を採用するとか。それから、橋梁でしたら、ケーブルクレーンで架けておったものを努力して、森林所有者の方、あるいは地元の方の理解を得て努力して、安い施工方法ですとか。そういったものを位置づけておりまして、大幅に変更する場合の取り扱いの主たる施設等の新設、廃止と言いますのは、事業の目的を達成するのにまったく主たる施設。例えば、道路であれば、それをつくるのにトンネルですとか橋梁ですとか、あるいはものの延長、それから幅員自体、そういうものを変えざるを得ないような社会状況が生じたんだろうということで、社会経済状況の急激な変化に該当するというふうに。この社会経済状況の急激な変化を定義づけるのは非常に難しく、何らかの形でそれをとらなければならないと考えたときに、そういった計画になかったトンネルをつくるというのは、何らかの社会の状況の変化があったんだろうということで捉えて、その主たる施設等の新設や廃止という形にしています。

ですから、当初計画した工事の中身の詳細な部分ですね。法面保護工を最初コンクリー

トブロックでやっておるのをやめて、植生帯に変えるとかいうのは、特にここの変更する場合には含まなくて、それはコスト縮減の中でいろいろ考えていくべきことだろうということで、私たちが望んでおるのは、社会経済状況の急激な変化の定義づけられるものを、工事の内容と金に縛った場合、こんなことで最初はやったらどうでしょうかということなのです。

ですので、次年度以降やらせていただいて、「いや、これはちょっと違うんじゃないか」と、「こういうケースも出てきましたね」ということがございましたら、私どもも真摯に勉強させていただいて、適時的確な中身に変えていきたいというふうに思っております。

(委員)

・・(マイクオフ)・・

(公共事業政策T)

そういったこともあろうかと思えます。例えば、若干7ページにも載せてございますけれども、生態系や環境に配慮するという、非常に学術的に難しい部分を実際の工事の中に取り入れていくという取組も今やっておりますし。その背景となって、それが社会経済状況の変化なのかどうかというのは、はっきり言いましてわかりません。

しかしながら、我々もそういう実務をする中から、これはもう大きな状況の変化だろうと思えば、そういうこともしていかなければいけないと思えますし、また委員会にご諮問させていただいたときに、「これはもうこういったものはやっぱり社会状況の変化だろう。こういうお金のかさむようなこともやらなければならない時代なんだろう」というご意見もいただきましたら、我々も一生懸命そういう方向で考えていきたいと思っておりますので、今の時点ですべてを定義づけるのはちょっと無理かなという感じはしています。

(委員)

私、30%がいいか悪いかという話はちょっと置いておいて、基準点をどこに置くかという議論をちょっとしなければいけないと思うんですけど。基本的に再評価委員会に上がってくる事案というのを増やせばいいだけだとは、僕は思ってないんですね。ここの委員会が大変だという話はちょっと別としましても、この再評価の委員会というのは、あくまでも皆さん方の内部のチェック能力が衰えた時期、数年前ですね、にこの再評価が必要だというふうな国民的な大きな世論の中で、全国一斉にできてきた組織だというふうに、僕は理解しております。

今回、このように新たな再評価委員会に提案していく事案を、どういうふうに決めていくかというときに大事なものは、これを再評価委員会に上げるか上げないかという議論の中で、各部の内部でどこまで自分たちの事業をもう一度精査して見直すか。それが本来目的に合ったものなのか、あるいは目的だけではなくて、非常に予算が苦しい中でどう選択すべきだったのかということが、もう一回考慮できるような仕組みをつくっておかなければいけないんだろうと思うんですね。

その中でいかんとも難しいから、再評価委員会で判断していただきましょうとか、あまりにも大きなことだから、再評価委員会に判断してもらいましょうとか、というものがこ

この委員会に出てきて、それで県民にオープンにされながら議論されていくということが大事なんであって。あまりここにたくさん上げればいよいよと。基準どんどん厳しくしておいて上げればいんだよということになれば、僕は内部の努力も少なくなっていくんだろうと思うんですね。

その辺のバランスをよく検討されて、こういう形で内部の方もしっかり検討する仕組みもつくりましたというふうなところも含めて、その基準を明らかにするということが大事なんじゃないかなと思うんですね。今の議論というのは、再評価に上がってくるだけの話で切っただけです。本来、再評価に上がる以前の内部の検討、内部がどのように事業を見直すようになったのかというところが、やっぱり少し表に出てくるというふうなことがあれば。この再評価委員会に100件、200件出てきたら、一つ一つの評価自体は緩くなってしまう可能性があるわけですね。緩いとは言わないけども、限られた時間の中でやる限りは。

そういう意味では、そこに上がってくる以前の皆様方のチェック機能をどこまで有効に発揮させるかというところが、しっかり表に出てくれば、この基準というのは自ずから出てくるんだろうというふうな、決められるんだろうと思います。ちょっと皆さんの意見と逆だったところなんですけど。

(委員長)

内部チェック機構もしくは機能の充実というご提言ですけれども、確かにそれは大事なことだと思います。問題はやっぱり情報公開云々と、そこの兼ね合いじゃないかと思えます。

(委員)

それともう1点、よろしいですか。もう1点、これ事業増えることがいろいろ議論されてくるんですけど、昨年でしたら今回の評価の中でも市町村であったと思うんですけど。大きな事業が、本来目的は例えば海岸、漁村の整備なんかでぼんと出てると。しかし、今までその中で最大の手段であったものが、突然すばっとなくなって、全然違うものだけが残って、それで同じ目的を達成しますよというふうになって、実際金額が下がったような状態があったわけです。

あの辺も、少々チェックしていかないと、そのまま何となくずっと出てくるとか、あそここの評価は引っかかってきたんですけども。その辺ただ、金額が増える増えるという議論ではなくて、目的達成のための手段が全然変わっちゃったよと、それちょっとおかしいんじゃないのというのは、そういうことも含めて「主たる施設等の廃止や新設を伴う変更」みたいなところで、しっかり読み込んでおいてもらわないといけないなというふうに。これで読み込めるんだとは思いますが。そんな気がちょっとしました。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

私の方は、意見を伴うような質問ではなくて、また、この会議では扱う領域外ということとは、充分承知しておりますが、担当の方たちのお覚悟をお聞きたいなと思っているんですけど。実は、最後の7ページのところに、「入札契約制度の見直し」ということを書いていただいております、私も委員会の方で入札の話質問した立場上お聞きしたいんですけど、どういうふうに踏み込んでいかれようと思っていらっしゃるのか、どのくらいの覚悟を持っていらっしゃるのか、ちょっとここでお聞きしたいなと思っておりました。

(委員長)

委員、ちょっと待ってください。交通整理です。そうしますと、先ほど事業内容を大幅に変更する場合、単価上昇も絡めてですけども。繰り返しますが、先ほど私が申し上げたような形で検討していただいて、もちろん30%を含むんですけど。その検討のご報告はどのような場所で頂戴できますでしょうか。

(公共事業政策TM)

検討した中で、この委員会の方にもご報告させていただきたいと思っております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では、ご意見。今の入札について、よろしく。

(公共事業総合政策分野総括M)

入札契約制度についての件でございますけれども、これはご存知のように平成13年度から取り組んで、抜本的な改革を行っている、その最中でございます。この入札契約制度につきまして、いろんな側面がございます、透明性、公平性とか。この中で私どもこれ述べておるのは、やはり要は事業費の上昇抑制というんですか、そういう側面もあるので、そういう側面から入札契約制度についてコメントをしております。

今、入札契約制度につきましては、いろいろやっておりますけれども、その中でいろんな課題が新たに出てきておまして。しばらく課題が出てくれば、またその課題に対してどのような格好でやっていくかということで、しばらくこれについては非常にいろいろ相当の労力を費やしてやっていかざるを得ないという状況になっています。

だから、そういう中でもやはり考え方として、そういう単価上昇、そういう対応も、こういう中でも十分やっていけたらいいなという格好で考えておると。こういうことでございます。

(委員)

ここで入札制度の議論というのはおかしな話なんですけど、・・(テープ交換)・・県の行政に対して求められているのは、入札制度の公平性であり、そしてある意味で正しさというふうなところですね。そこをどこまで県が説明し切れるのかというか、透明性にするのかというふうなところをどうも重点的に置かないと、単価の問題だけでいじっていると、少し県民全体の意向からずれていくんじゃないかなという心配が、入札制度に関しては私は見ております。ここはその議論をする場所ではないんですけど、今のお答えに対してち

よっとそんな気がしましたので。

(県土整備部理事)

この場で改めてまた説明させていただきますが、私ども 13 年度から前の委員長渡辺悌爾先生のもとで検討会議を開きまして、やはり入札制度、契約制度。我々の意識は入札制度と考えておったのですが、入札と契約制度という捉え方の中で、やはり県民の税金を使う立場で、我々と受注者である建設業者とはパートナーだと。お互いに説明責任を負うんだという意識を改めて持っております。

その中で、やはり税金が適切な執行をされるというような制度の構築が必要だというふうに、その検討会議の中で位置づけ、その方向性のもとで 18 年 4 月に電子入札が本格稼動するんですけども、それまでに制度の構築をしていこうということを考えています。

ただし、安ければいいというものではなくて、やはり社会経済情勢に与える負荷の少ないものも含めていいものを契約していこう。例えば、最近特に年度末になると交通渋滞が多いと思うんですけど、委員も 42 号を走ってみるとあちらこちらで片側交通になっておりますけれども。例えば若干お金が高くて、利用者に対して通行制限が少ないものを採用しようとか、いろんな取組の中で、やはりお金だけではないということも含めて、適性な執行をしていこうという今の制度が方向性を持ってやっておりますので。

ここでちょっと単価上昇とか、入札制度の関連を結びつけるのは難しいところでございますが、ただ、入札契約制度の改革というのは、そういう方向性を持ってやっているということをつけ加えさせていただきます。

(委員長)

はい。委員の方から、事務局の方からコメントとして、今の入札制度については了解させていただきます。さて、ほかにいかがでしょう。共通部門、ようございませうでしょうか。では、お待たせしましたけれども、各担当部門の方に移りたいと思います。どうぞ。

(公共事業総合政策分野総括 M)

委員長、その前にすいません。今、ちょうど議会中で、副知事、今から会議が入ってございますので、ここでちょっと退席させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(副知事 退席)

(委員長)

では、事務局、進行の方お願いいたします。

(公共事業政策 T M)

それでは、まず環境部の方から、林道事業についての説明をよろしく申し上げます。9 ページでございます。

(環境部環境共生分野総括M)

環境部環境共生分野総括マネージャーをしております田邊でございます。本日は、長谷川環境部長がおじゃまいたしまして、ご説明申し上げるのが本意でございますが、いかよう多用しております、私の方から説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。座らせていただいて、説明させていただきます。

9ページの方をご覧いただきたいと思っております。林道事業でございます。第5回の審査会で、林道事業を1番から39番まで4件の再評価をお願いいたしまして、この件につきましては、再評価の結果、事業継続を了承されたということでございます。これにつきまして、条件というんですか、ご意見をいただいております、1つは「生活道路として共有する林道の幅員を変更する際、こういったことによって車両などの安全な通行に配慮されたい」また、「林道事業というのは森林の公益的機能をさらに発揮するためにどうしても必要な施設でございます、木材生産がより活発になり、林業振興に直接寄与する取り組みを、総合行政として具体的に検討されたい」というようなご意見をいただいております。

これにつきまして、環境部といたしましては、10ページの方をご覧いただきたいと思っておりますが、6番目に事業への対応方針といたしまして、まず1つ問題点の解決方針といたしまして、私どもの林道については、国の方で林道規程というものは定められておまして、これに基づきまして安全な林道の設計、開設に努めるということで、幅員を変更する場合やその他の場合にありましても、通行の安全確保ということをやはり図る必要があるというふうに考えております。そのため、標識、ガードレール、カーブミラーなどを設置しまして、さらに通行の安全を図っていききたいと、このように考えております。今回の意見を踏まえまして、今後より一層そういった配慮を行いながら、また、コスト縮減等図りながら、事業を実施してまいりたいと思っております。

それから、2点目のことでございますが。公益的機能をさらに発揮した形で、総合的な行政について具体的に検討されたいということでございますが、これにつきましては、やはり林道というものは、森林整備や木材生産の基盤として重要なものでございまして、林道の効果を高度に発揮させまして、森林整備や林業振興の取り組みを推進するということが必要であると、このように考えておまして、今後そういった形が実現できるように、森林、林業の行政の組織も強化いたしまして、施策の充実を図っていききたいと、このように考えております。以上でございます。

(委員長)

事務局を通じてご説明いただけますか。お願いいたします。

(公共事業政策TM)

それでは次、企業庁から説明させていただきます。

(企業庁長)

企業庁長の鈴木でございます。よろしく申し上げます。資料は12ページでございます。企業庁から2件、水道事業についてお願いしております、まず12ページの方が北勢系の第2次拡張というふうに書いてございますが、この事業についてでございます。10月23

日に行っていただいた委員会におきまして、本事業は非常に経費の大きな、事業費の大きな事業でございますが、経済的、効果的な観点から、今後は当事業のように多額の費用を長期にわたって投資するような公共事業を計画する場合は、多様な可能性との検討比較を行い、その結果を説明すべきであるところのご意見をいただいております。

この事業は、北勢地域への水道供給事業ということで、平成9年に知事から企業庁に対して実施依頼がなされまして、北勢地域の10の市町村に対して長良川河口堰を水源とする水道用水を供給する事業に着手をいたしております。その後、近年の水需要の動向等を少し踏まえて一部見直しをするということで、当初から給水開始時期を少し遅らせるということで、10の市町村から要望が出てまいりまして、現在では23年4月給水開始という見直しを行って、事業を進めておるところでございます。

ご審議をいただく際には、やはり大きな事業でございますので、経済性あるいは効率性ということ、十分県民にわかるように説明をするようにということ、強くご指摘をいただいたというふうに、私理解をいたしております。次のページ6のところ「今後の対応方針」ということで書かさせていただいておりますけれども、地域全体としての最適な水需給のバランス、これらをきちっとつかむ中で、限られた水資源を最大限有効に使ってまいりたいというふうに考えております。

特に、経済的な事業遂行をするということで、重複投資を回避する、あるいはさらに効率的な設備投資、工法を採用すると。維持管理を含めたトータルコストの削減に努めるといふような形で事業を進め、またそれらに関係の市町村と十分連携をとる中で、県民の皆さんにもきちっと説明を申し上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

簡単な説明で恐縮ですが、次のページ、14ページに行ってくださいまして、やはり水道用水供給事業の伊賀の事業でございます。1月21日の委員会でご審議をいただいたわけですが、この伊賀の用水事業は、川上ダムを水源とする事業でございます。したがって、この点について熱心なご審議をいただいたというふうに聞いております。

ご指摘をいただいたご意見といたしましては、「水源計画において、代替案も含め不確定要素が多い。したがって、今後川上ダムを水源とする現行計画に変更が生じる場合は、事業計画を変更するとともにすみやかにその時点で再評価を実施して、県民に説明責任を果たすよう求める。なお、変更事業計画を作成する場合には、その時点での既設の施設の有効活用を含め、今後計画する施設と整合性を保つように努められたい」とのご意見をいただいております。

この事業は、伊賀地域の市町村に対する水道の供給ということで、伊賀地域は地形上あるいは地質上の特性から、非常に自己水源の確保が難しい地域でございます。こうしたことから、平成10年8月に、知事から企業庁に事業着手の依頼がございまして、川上ダムを水源とする一日最大給水量48,500トンということで着手をいたしました。この事業につきましても、その後、市町村の水需要の動向等いろいろ検討される中で、一部水需給計画の見直しをいたしたところでございます。給水の開始時期については平成21年4月、一日最大給水量は従来の48,500トンから28,750トンに落とすという見直しを行っているところでございます。

この事業につきましても、相当な経費がかかるということで、他事業との共同施工、あるいは経済的な工法を取り入れるという形で取り組んでおるところでございます。し

かしながら、ご審議をいただいた中でも再三お話が出ておりましたが、川上ダムの事業の進捗がどうもはっきりしないと、不透明ということがございます。我々としても、この川上ダムの動向をきちっと見極めながら、また、万一川上ダムが非常に遅れるというふうな事になった場合、あるいはその他ちょっと私どもが想定外の議論が起こった場合どうするのかということも、十分念頭に置いておく必要があると思います。いずれにしろ、この地域にとっては不可欠な水道事業でございますので、きちっと水源は何らかの形で確保して、事業を進めていく必要があるというふうに認識をいたしております。

最後、対応方針でございますが、今申し上げたような事情を踏まえつつ、川上ダムの状況あるいはほかの水源がどう確保できるかということも念頭に置きながら、最も経済的、効率的な形で地域の水の確保を図っていくと。また、そういう意味では事業に変更が生じたときは、直ちに再評価をいただく、あるいはほかの水源をきちっと確保すると。そういうことも念頭に置いて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

(農林水産商工部総括M)

農林水産商工部総括マネージャーの小出でございます。今日は本来なら我々の部長の石垣がまいりまして説明すべきでございますが、今、議会中でございますし、もう1つに鳥インフルエンザという緊急を要している問題もございます。そんなことで出席できないことをお詫び申し上げたいと、お許しいただきたいと思っております。それでは、座って失礼します。

私ども農林水産商工部に係る事案としましては、8件の継続を認めていただいたわけでございます。この事業については、効率的、効果的に事業の早期の完了にすべて努めてまいりたいと考えておるわけでございます。

それでは、17ページの湛水防除及び地盤沈下対策事業についてからご説明申し上げます。まず、4番湛水防除事業城南地区、地盤沈下対策事業城南地区でございます。まず、湛水防除事業の中でご指摘いただきましたのは、浸水リスクを増加させないよう、県及び市において行政として適切な対応を求めるということが、一番大きな指摘でございました。もう1つは、地盤沈下に対しましては、費用対効果の分析の手法として、事業費を更新効果とすることは理解が得られないなど。経済効果を算定する手法をもう少し考えなさいと。国等についても、検討を求めていきなさいと。こういうふうなご指示だったかと思っております。

次のページ、18ページにも移りますが。実はこの湛水防除が、既に75%の進捗。地盤沈下事業も71%の進捗になっております。そんな中で問題点を整理いたしまして、我々としては、まず湛水防除事業について、農業振興地域における農地の転用等が、浸水のリスクを増大する原因だと、まず分析しております。もう1つは、地盤沈下対策事業につきましては、基本的には災害復旧と同様な事業だというふうに我々認識しているわけですが、建設費用をもって更新効果をするのには、やはりご指摘のとおり県民の理解は得られないのかなど、こういうふうにも考えてございます。

そんな中で方針でございますが、ここに書かせてもらっていますように、農振地域の中で、農地の転用など見直しをする際には、市町村と十分連携をとりながら、湛水の増加を

最小限に抑制すべく、地域住民共々、市町村と連携しながら理解を求めていくと。これが一番大きなことかなというふうに考えてございます。もう一つは、地盤沈下対策事業でございますが、費用対効果といいますが、算定基準でございますが、その中で、より県民に理解が得られるような算定を、我々先だってもやらせていただいたんですが、独自でやらせていただきます。そしてまた、国に対しては、このようなものがフォーマルになるような算定方法について、提案をしていきたいと考えております。

いずれについてもこれらの事業、農業振興として非常に重要な事業でございます。地域でつくっておりますマスタープランに基づいて、農業振興につなげていきたいと考えております。まず、それが湛水防除と地盤沈下でございます。

もう一つ次の19ページでございます。海岸環境整備事業島勝地区でございます。これにつきましては、3回にわたってご審議いただいた内容でございますが、ご指摘は「事業採択時に事業目的を歪曲して捉えるという行政の甘さがあった」と。本来、海岸保全事業というものについて、そのような確かな事業として計画をしていかななくてはいけないじゃないかというのが一つでございます。

もう一つは、「海水浴場等の施設を有効利用して、地域の活性化に資するよう強く求める」というのが一つでございます。もう一つは、「残事業計画の内容が、可能な限り精度の高いもの」と。工法変更をして、潜堤の延長などしたことに対するご指摘かと思っております。もう一つが、「生態系、水質環境等へさらに追跡調査を実施し、保全に具体的に取り組む」というご指摘をいただいたと思っております。

次の20ページの方でございますが、その上段の中で、当初私ども138mの潜堤をとという計画でございましたが、それを80m延長し、砂が横移動することを防ぎたいということで提案させていただいたのをお認めいただいたわけでございますが、これについてはまず早期の完了を目指していきたいと考えてございます。

その中で問題点でございますが、この事業確かに事業目的を的確に把握しながら、施設の整備に終わることなく、いかに地域の活性化に資することが重要であるかと。これが第一に考えてございますし、もう一つは、地域の環境に対する調和を最大限に重視しながら、海浜の生物や水質の影響について、その保全対策をしていきたいと考えてございます。

対応方針でございますが、先ほどと重複しますが、シミュレーションの結果により、これらの工事を早急を実施するとともに、水質の影響等を考えながら、島勝地区のより自然の美しいすばらしい水質が保全できるように努めてまいりたいと考えてございます。

さらに、海岸環境、特に海水浴場の大きな利用がなされるよう、地域住民、海山町役場の協力を得ながらワークショップなどを開催しながら、皆さんの意見を聞き、それらの情報発信やイベントなどを開催しながら、さらに海水浴場として活用されるよう。そして、それらが地域の一つの大きな活性剤の一番のポイントになるように、我々頑張っていきたいと考えております。

特にこの事業は、私ども多く指摘された中で、潜堤の設計そのものについて、変更したことについてのご指摘ございました。そしてもう一つは、果たしてこれらの事業が、これらの海岸保全事業として本当に適切な手法であったのかという強い指摘もございました。これらのことの反省を踏まえて、しかしこれらの事業が地域の農業振興、そして地域振興につながるよう、これからの事業を早急にするとともに、それらの地域振興につながるよ

うに頑張っていきたいと考えているところでございます。

次、21ページでございます。農道事業でございます。まず1つが、玉城南部地区一般農道事業。そしてもう1つが、松阪多気地区揮発油税身替農道整備事業。一般に農免事業と言っております。そして、ふるさと農道が3つ、南勢東部、南勢西部、青山地区、3つでございます。これらはいずれについても、1つの農道事業としてご説明させていただきたいと思っております。

意見でございますが、「今後ともより一層のコストの縮減に努めるとともに、農道整備事業と農業振興の連携に努め、早期の事業効果を発揮することを望むものである」という意見を受けてございます。この事業、4のところ少し書いてございますが、事業着手以来10年間を経過し、ほぼ70%以上の進捗状況となっております。地域からは早期の農道整備の完了を求められております。

このような状況の中で問題点でございますが、財政状況が非常に厳しいことから、事業の進捗が鈍化している。これも1つの問題点。さらなる事業のコストの削減が必要である。これも1つでございますし、もう1つは、農道を早期に供用させて、その効果を早期に発現させる。これが問題点と認識しております。

その中で対応でございますが、限られた予算でより効率的な事業を推進するため、伐採木の法面緑化への再利用。いわゆるチップ化して法面保護をしながら、そこにある流木を有効に使う。そういう手法でございますが、これによってコストの縮減を図っていきたく。そして、もう1つは、長期化している地域に関しては、重点配分によって早期に完了を目指します。そして、もう1つは、部分完了ができるところについては、部分完了を早めて、早期に供給ができるよう、事業効果の発現を図っていきたくと思っております。

対応でございますが、農振区域の中の農道整備でございます。いずれにしても、農業振興政策と非常に重要な事業でございます。これらの農振計画に見合った事業として、さらに地域の振興の重要な事業として、的確に事業進行をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(県土整備部理事)

県土整備部でございます。理事の田中でございます。部長に代わりまして、所管事業の説明をさせていただきます。座って失礼します。

私どもの所管事業につきましては、本年度再評価7件、再々評価17件、合計24件の評価について、委員会でご審査いただき、すべての事業において事業継続を了承するとの意見答申をいただきました。私どもとしましては、24件すべての事業について、いただきました意見を参考にしながら、継続して事業の推進を図っていく方針といたします。

個々の事業でございますが、道路事業につきまして24ページから25ページでございます。主な意見は、「総事業費が平成10年度に行った再評価時点に比べ多額の増額となっており、増額に至った時系列的経緯及び事業決定過程が不明確である」という意見でございます。これにつきまして、全体計画事業費が増額に至った時系列的経緯及び事業決定過程が的確に説明できる再審査となりました。今後は再評価時点において、当該年度までの実績と、次年度以降の残事業量を勘案し、算定してまいりたいと思っております。なお、事業内容、事業費が変更する場合、「事業内容が大幅に変更する場合の取り扱い」を的確に運用してま

いりたいと考えております。

続きまして、26 ページから 29 ページの河川事業でございます。8 河川でございますが、意見の要約は 4 点でございます。まず 1 点目、「河川流域内の遊水機能の低下など、河川への負荷を招かぬよう、諸開発との調整を行うこと」。2 点目、「公共物への景観や環境への影響を議論できる場を構築されたい」。3 点目が、「的確な多自然型工法の導入及び維持管理について、地域住民の参画を促すよう努められたい」。4 点目が、「事業の段階的目標を示すなど、県民への説明について努められたい」というご意見でございます。

これに対しまして、河川法では諸開発に対する規定はございませんが、都市計画法など他法令で河川管理者として開発者と調整を図っていきたいと考えております。現在、河川事業では、整備の手法を取りまとめ、これは 13 年度にお示ししましたが、「自然に配慮した川づくりの手引き(案)」を作成するとともに、住民代表からなる懇談会を開催するなどして、それぞれの河川の特性を踏まえた川づくりをしておりますが、今後より積極的に住民との意見を調整できる場を設けていきたいと考えております。

また、河川事業のように長期にわたる事業では、効果が県民にわかりにくいいため、今後段階的目標を定め、その目標によって得られる効果などを、県民に説明してもらいたいと考えております。

港湾事業、30 から 31 ページでございます。ご意見は 2 点でございます。まず、「事業計画の一層住民への周知と、住民参画を図っていくよう求める」。2 点目が、「残事業において、計画実施面においてコスト縮減に努めること」でございます。これに対しましては、平成 16 年度に鳥羽市で鳥羽マリンタウン計画策定のため、懇談会を開催する予定としております。その際、地域住民に事業の必要性を認識していただくため、県としましては積極的に参画し、住民らと情報を共有し、事業の周知を図っていきたいと考えております。また、コスト縮減の面では、工事における作業船舶の航海回数削減や、今後計画していません緑地整備について、近接工事現場で発生する木材を使用するなど、新しい視点でコスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、海岸事業でございます。これは 32 ページから 39 ページ。いただきましたご意見 4 点でございます。「持続的な施設維持管理の仕組みについて、具体的に構築されるよう検討されたい」。2 点目が「時間コスト管理をより積極的に行うための経済比較及び代替案の立案を検討し、その内容を明確にされたい」。3 点目が「生物多様性への重要性に鑑み、海洋生物保全のための可能な限り環境への配慮に努められたい」。4 点目が「七里御浜海岸の保全のため、各事業の総合的な計画との関連づけを持つこと」と、この 4 点でございます。

これに対しまして、公共施設の維持管理については、従前から定期的なパトロールやモニタリングを実施し、安全性の観点から機能維持を図っていますが、今後も台帳等の整備と併せて適切な維持管理手法について検討してまいりたいと考えております。工法選択には代替案を立案し、経済性、施工性等を総合的に比較し、最適な工法を選択していますが、今後は一層時間・コストの観点から、個々の選択に反映してまいりたいと考えております。海洋生物保全のため、砂などの資材をできるだけ他地域から持ち込まず、周辺地域から確保し、環境への影響を極力減らしていきたいと考えています。海岸の侵食対策として、土砂供給源である流域からの土砂供給について、他事業との連携を図りながら、自然の循環

機能を極力活かした、環境に配慮した事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、40 ページから 41 ページ、街路事業 3 路線でございます。意見は、「費用対効果分析について、県民がその計算過程や結果を理解できるように説明されたい」という意見でございます。これに対しまして、道路の費用対効果分析では、道路ネットワーク全体を用いた複雑な計算となっております。今後は、チャートや表や図を用いて、県民によりわかりやすい説明となるよう心掛けていきたいと考えております。

続きまして、42 ページから 45 ページ、公園事業 2 箇所でございます。委員会の意見が 2 点ございます。「残事業計画について、住民ニーズの把握や、既存の施設との有効利用を考慮し、コスト縮減に努められたい」。もう 1 点が、「住民の責任ある参画を促し、適性ない事業管理を図るとともに、運営のコスト縮減に努めること」の 2 点でございます。これに対しまして、地域、NPO 団体、公園利用者、地域住民など、地域に密着した団体等の交流、連携を進めまして、利用者のニーズに応じた整備計画の策定から、住民の参画を図った維持管理、運営の仕組みを検討してまいりたいと考えております。

私ども県土整備部が所管します事業の再評価に係る対応方針は以上であります。

(委員長)

それぞれご説明いただきました。ご確認、質問。一応、部局の方からは継続ということでご説明いただきました。私たちも先ほどご発言ありましたように、再審議、再々審議、慎重に進めた結果、継続という基本姿勢でございますけど、確認事項、ご意見ございますでしょうか。あと、文言の内容についての解釈。ご意見あれば頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

林道事業のときに意見として、林道が即林業育成の方へうまくつながっているとはなかなか思いにくい状況があるので、そこら辺をご検討くださいというような意見を述べたんですけど。その後、私の記憶はちょっと定かでないんですけど、新聞か何かで県の内部の組織替えがあって、何か林業関係のものが部署が変わったというような記事を読んだ記憶があるんです。今までは、林道に関しては環境部の方でやってみえて、木材振興が農林水産商工部の担当だったように思うんですけども、そこら辺が何か新年度から変わるような話であれば、ちょっと追加でご説明をいただくとありがたいんですが。

(環境部環境共生分野総括 M)

環境部の田邊でございますが、先にお断りさせていただきたいことがございまして。執行部案として今議会の方へ、3 月議会に出させていただいておりまして、議決案件になっております。ただ、組織としまして、従来、産業振興的な切り口で 6 階農林商工、環境面の森林保全と、そういった公益的機能の関係、ほとんど森林林業分野のそういった森林の造成の部分は 8 階環境部の方で今やらさせていただいておりまして、それを一体化して効率あるといいますが、皆さんのニーズに合ったような形。窓口が二元化していたりしておりますので、そういったことのご意見もいただきながら対応していくということで、今議会に案件を上げさせていただいておるわけなんですね。その辺でちょっとよろしく願い

したいと思います。

(委員)

わからなかったんですけど。結局、林業に関するさまざまなことは、環境部が一括して担当されるというふうになる予定だと。

(環境部環境共生分野総括M)

今、ご提案申し上げているのは、環境森林部ということで、森林林業行政は8階でということ、今お願いしているわけです。

(委員)

全部、環境部の方へ移るといような話なんですか。

(環境部森林保全TM)

環境部森林保全チームマネージャーの森でございます。先ほどの委員のご質問にお答えさせていただきます。今までは森林保全整備に関する部門につきましては、林道事業も含めまして環境部で実施させていただいておりました。林業振興のいわゆる木材生産の部門につきましては、農林水産商工部で担当させていただいておりました。今議会にかけさせていただいておりますが、一本化するということで、環境森林部ということで今整理をさせていただきます。

(委員)

全体を通しての話として1つ。幾つかの事項が再審議、再々審議になったのがあると思うんですね。やはりそういうふうに1日で審査が終わらなかったというのは、委員会の責任でもあるんですけど、やっぱり出てくるデータが適切ではなかったというふうなことも、両方あると思うんです。これ両方含めて、やはりその辺はこの最後の皆さんのところには少し書き込んでいただいた方がいいだろうと。1個だけどこでしたっけ。県土整備部が何か書いてありましたね。24ページの道路のところを書いてございますが、ほかでもかなり委員がエネルギーを使って何度も何度も審査した。やっぱりそれはそれで書き込まれるべきだろうというふうに思っております。

もう1つ気になったんですけど、林道事業のところ、そのときに午前中林道事業の審査終わりました。出した意見はこの2点で間違いなかったと思うんですけど、多分総括のところ、林道のコストが突然上がってきたというふうなことを含めて、これは林道だけでなく全体に言えることだから、最後に書き込もうということで書き込んだはずなんですね。そこに関して、これは委員会としても反省しなければいけないのかもしれないんですが、林道としてはそれは関係なかったんだよというふうな捉え方をされたのかなというふうに、ちょっと今この答申では見れるんですね。あれは多分単価が急激に上がったということで、これはあんまりだろうというふうなことで。しかし、これはほかにも関係しているからまとめて書こうということで、まとめて書いた。

そういう点では、報告書の読み方なんですけど、最終的にその日の最終に出す報告書と

というのは、総括の報告書であるというふうな捉え方をしておりますので、その辺を少しこれ読み違えているのかなという気がして。委員長、どうなんですか。

(委員長)

まさしくおっしゃるとおりで、意見書まとめるときに、個々の案件に対するものと、それから全体に、今委員おっしゃったように、一番後ろに付けましたのは、事業全体に関する意見でございますので。確かにおっしゃった点、1件抜けているとは思いますが。

(委員)

多分、林道事業に関してははっきり1点、コストに関しての言及がされているはずなので、抜けているんだろうというふうに思います。

あと、県土整備部の事業の中で、一番最後40ページに公園のところ、NPOとの関連を書かれております。ここに関して、この書き方が問題であるというのではないのですが、NPOとの関わりというのは、ちょっと注意をしないといけないなと、今後、多分、いろんなところで関わってくると思うんですけど、これもあくまでも発注というふうな形になる。ただであってもそういうことになるだろうし、有価の場合も出てくるだろう。

そのときに、最初から県はなぜそのNPOを選択したのかという完璧な説明責任が必要だと思うんですね。もう1つ、受け入れ側をNPOと協働してやっていきなり、地域の住民と協働してやっていく。受け入れ側にもしお金が渡るならば、その受け入れ側の透明性というのを完璧な形で県が求めると。その両方が合わさったときに、初めて随契で地域のNPOなり地域住民とお金でやり取りが行われるというふうなことを少し徹底した方がいいような気がするんですね。

これは県土整備部だけの問題ではなくて、今後そういうふうな動きが出てきたときに、地域だからという甘さが発生するということが、非常に問題になってくるんだろうというふうに感じておまして。またほとんど動いてないので、今後どんどん急速にこの1、2年増えるだろうという気がいたしますので、前提としてそういう意識を。今日ちょうど関係の方々皆さん集まられたので、ちょうどここにも書き込んであったので、そういうことを思いました。

(委員長)

ありがとうございます。2点、ご意見頂戴いたしました。

(委員)

林道事業の10ページの今後の課題とその対応のところ、林道というのは、必ず生活道路としての部分もあるかと思うんですけども、そもそも森林をどういうふうな形で維持管理するかということが主な目的でつくられる道だと思ってみますと、今例えば一番最後の3行のところ、どういう形で森林と林業行政の組織を強化して、施策の充実を図っていきますというふうになっていくのかという部分は、非常に重要なところだと思うんですけども。

具体的に、例えばどういう形でやっていこうとしているのか、今のところはっきりして

いる部分がないにしても、ここにこういう形で今後の課題とその対応として書かれている以上、何かの部分があるんじゃないかなと思っておりますが。何かこれは実際に文章だけのものではなくて、そういう形でかなり厳しいところに、あえて手を加えてやっていきたいという意思表示として考えていいのか。これはどういうふうな形で今後考えればいいのかということをお願いしたいと思います。

(委員長)

どうぞ、ご回答。

(環境部森林保全TM)

それでは、私の方から説明をさせていただきます。林業が元気になるということは、森林整備につながっていくことにもなります。森林整備につながるということは、最終的には地球温暖化防止ということで、非常に大きなといいますか、非常に社会的にも大きく貢献できるということで。要するに、今回林業が元気になるような形で組織も考えさせていただきました。

先ほどの組織のところでは少し補充させていただきますが、森林計画の部門と木材利用の部門を統合しまして、木材利用により力を入れていくような組織で、今議会の方に説明をさせていただきます。具体的な取組ということでございますけれども、公共施設への木材利用を図っていただけるように、県の教育委員会さんとかいろんな機関に働きかけをさせていただくというのが1つでございます。

もう1つは、間伐材でございますけれども、現在非常に利用率が低くて、林内に放置されてもったいない状況になっております。これを一昨年から研究を重ねてまいりまして、間伐材で合板をつくることに成功いたしました。県のリサイクル認定製品にも昨年の12月に認定が下りたところでございます。これを公共事業等のいわゆる型枠材、あるいはまた日本建築の内装材に使っていくような施策を展開していきたいというふうに考えております。以上でございます。

(委員)

そういうことは、例えばこれからこの林道事業に関しては、この林業が大変厳しい状況だということの部分踏まえつつ、そういう林業を活性化するための部分を横断的な部分で取り組むことを考えると。その中で、林道というものは、林業の多面的なものから考えたときに、三重県としてはこれからこの林道事業に関しては、続けて行っていくんだという意思表示で考えてよろしいですか、今の発言ですと。

(環境部森林保全TM)

そのとおりでございます。

(委員)

先ほど委員がおっしゃられていたNPOとの協働についてですが、私もNPOの団体を運営しておりますので、その方面から少しお話をしたいと思います。NPOに対して有償が無

償かも重要ですが、実際、県からの委託システムというものが、まだきちんと確立されていないのではないかと思います。私どもも委託を幾つか受けたことはありますが、その都度その都度契約をつくっているという形で、システム化されていないようなのです。例えばNPOと県との協働でやっていこうとしたとき、そのシステムができていないと、恐らくやろうと思っている職員の人たちが、なかなかとっかかりしにくいのではなかなと思います。NPOも入札に参加させてもらおうとか、そういうシステムをちょっとつくってこれからいってほしいなというのを思います。難しいかなという部分が幾つかあるような気がしました。

このNPOのことはまた置いておいて、全体として今年度、毎回評価したものというのは、必ずしも事後評価には回ってこないわけですね。これだけ私たちの意見なども取り入れていただいて、こういう方向でいきますということが書いてあるのはすごくうれしいのですが、本当にこれが実際行われたかどうかという結果が、私は知りたいと思います。これが何年後かにしか結果がわからないと思いますが、それらがわかる場所というものが、どこかにつくっていただきたいなという気がします。

(委員長)

事務局いかがでしょう。大変大事なご指摘だと思います。

(公共事業総合政策分野総括M)

非常に重要であり難しいあれなんですけど。まだ今のところそのところまで、ちょっと事務局の方も整理やってなくて、現段階ここまでという状況でありまして。ちょっと今のご指摘について、いろいろ中で議論させていただくということをお願いしたいと思います。

(委員長)

ぜひご検討ください。コストの縮減、工期の短縮、かなりいろんなところで出てくるんですけど、上がったときにじゃあどのくらい出したのかという。そのまた総合報告書というんでしょうか、県民に対する出来高報告書というんでしょうか。そういったものをまたご検討いただければと、私の方も思いますので、よろしく願い申し上げます。

ほかにいかがですか。どうぞ。

(委員)

チェックというよりも、本当に自分たちのものが活かされてたという結果の楽しみというか、見たいという気持ちですね。そういうものをぜひつくってほしいなと思いますので、よろしく願いします。

(委員)

一応、ここまでお話を伺ったわけですが。感想なんですけど、実は本当に今見開きのページでいろいろと各部署が発表されたわけなんですけども、一番聞きたかったところというのは、解決方針とその対応というところなんです。その対応というところが、去年に比べれば随分階段を2、3段階もっと上がってもらったわけなんですけども、もう1つ踏み込

んで、より具体的な戦略がなかったというふうを感じるわけです。もう少し具体的に数値を上げるとか、こういうことをやりたいとかというような事例を挙げていただくような、そういうものが欲しかったなというふうに感じました。以後のところにあるのかもわかりませんが、もしあればそれは本当に失礼なことだと思いますが、そういう感想を持ちました。

(委員長)

ありがとうございます。以後のこと書いてあるかもしれないがというお断りですけど、5番、6番のところのこの記述内容の充実、お願い申し上げます。今回初めてでございますけど、次年度からこういった形で出てまいりますので、ぜひより具体的に踏み込んだ現下の姿勢というものを、ここに書き込んでいただければ大変ありがたいと考えております。どうぞ。

(委員)

去年の対応方針のご説明のときに、本当に一括の表で全部説明をお聞きしてから、何てコメントしていいかわからない。ただ、「はい、わかりました」と言うしかないのかなみたいな会だったように私は記憶してて。今回の事務局の方にしろ、本課の方にしろ、すごく大変だったろうなと思います。とてもわかりやすい資料になってますし、今委員言われたようなご指摘はあるにしろ、とてもまとまったいいものができたなど。私も2、3段これは飛んだなというふうに思いましたので、来年度またもう2、3段ジャンプしていただけるとありがたいです。

それで、ジャンプしたついでに、ちょっと踏み込んでもう少しご覚悟のほどというか、お聞きしたいのが、やっぱりさっきの林業の話なんですけれども。いつもお聞きして何となくよくわからない、何をしようと思っているかよくわからないなと私が思っていたのが、林道をつくることは即県内の林業を振興させようという表れだと、そこまでは理解できます。県内の林業を振興させるということは、いい材料をなるべくつくっていこうという取組だということでも筋道はわかります。

今までよくわからなかったのは、道路をつくり、環境を考え、それから林業を振興していきますというわりには、県産材ですね。これはちょっと限らせて言わせていただくと、木材という言い方じゃなくて、県産材を上手に地元の間人もしくは県外の人が利用してもらってもいいんですけど、上手に活用する仕組みがそこにつながってなかったように、ずっと私は感じていました。

林道の事業くらいしかここには上がってこないんで、林道のときに、よい材料で、コストがリーズナブルで、活用しやすかったら、放っておいても活用されるだろう。付加価値を付けた高い材料をつくろうとしてみえるのか、よい品で安価なものをきちんと流通させようとしてみえるのか、何だかそこら辺が隔靴搔痒というか、どういうふうに最初の出発の林道をつくるという事業のときに、その一番末端のことを捉えてみえるのかが、何だか伝わりにくかったというふうに、ずっと消化不良のまま林道の事業をいつも聞いておりました。

農林水産部に今まで木材流通の部署があったときは、私は逆に極端に言うと、商業とし

て考えて、県産材を何も流通する必要はないので、木材の流通ということを考えて三重県が取り組んでいるというふうに、農林水産商工部の方が捉えてみえたら、それはそれである1つの考え方でありまして。それと、県内の林道をつくるということが結びついてなくても、それは仕事のスタンスが違うのであるから仕方がないのかなというふうに思ってたんですね。

今回、同じところでやりますというお話になってきますと、林道をつくるということが、即県産材を有効にいい材料として、もちろん県内でも使い、県外にも出し、さらには輸出材にまで膨らますような、そういう形で木材流通をやりようとしていただいているんだしたら、それはそれでうれしいなど。

そこら辺がとっても県民の私たちみたいに、何の材料を使おうかというようなことを日々考えながら仕事をしている人間にとっては、県がそういうところでどういうふうな姿勢をもってみえるかということが、今までは特に部署が違うということがあって、とってもわかりにくかったし、とってもこちらに通じにくかったんですけども、先ほど同じ部署でしますというお話になってきたものですから、そこら辺をどういうふうなスタンスでしようと思ってみえるかということだけでも、ちょっと伺えるとありがたいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(環境部森林保全TM)

まだ、私環境部ですので、大変ちょっと個人的といいますが、思っている思いで、私林業の技師ですので、思いでちょっと述べさせていただくということでお許しを願いたいんですけど。

先ほど一番目に、付加価値を付けた材の搬出を目指しているのかということと、いわゆる並材といいますか、普通の材をどんどん出してくための道かということでございますけれども。これは両面あります。委員おっていただくわけなんですけれども、日本で初めてFSCの認証を取っていただいて、COCの認証の団体も尾鷲地域を中心にたくさんあります。その後、FSCの認証の団体が増えまして、現在5つ認証の団体があります。尾鷲の私有林とか、森林組合も取っていただきまして。

あと3月中にもう1つ増えるということで、それはそれで要するにFSCイコール付加価値付けて高い値段かというと、またFSCの思想から離れるわけなんですけれども、いわゆる尾鷲ヒノキのブランドとか、香肌林業のスギでありますとか、尾鷲は日本のブランドなんですけども、さらにFSCという形で非常にニーズがあるというふうに。それと付加価値も高まってきているというようなことも聞いておりますので、それはそれで頑張っただんどん増やしていきたいと。それはFSCの思想からいいますと、最終的には地球温暖化防止につながるということもありますので、それはそれで継続して実施をしていきたいというふうに思っております。

それと、認証はされておられませんけれども、先ほど言いましたが間伐材の利用が非常に低いというようなことで、林道整備をすることによって、その先線の作業道も整備されることを期待しておるわけなんですけど、どんどんそういった普通のいわゆる並材もどんどん出てくるようにしていきたいと。で、松阪の木材コンビナートありますけれども、そういったところでどんどん材が集積して、はけていって、三重県産材のシェアが増えてい

けばなというふうに思っております。

それと、県外あるいは輸出の話もありましたが、輸出につきましては、中国に宮崎が非常に力を入れていっております。それについては、今後組織が1つになりますので、木材利用のところのグリープを充実するというようなことで先ほど説明をしましたが、そういったところでも検討して、どんどん県外へも、外国へも広めていけたらなというふうには思っております。

(委員)

今、大変根幹的なご回答をいただいたんですけど、ちょっと、私委員ではなくて、林業の一員としてお話し申し上げます。先ほども、環境部だけど個人的なという話があったので、私も同じような発言をさせていただきます。

ここに出てくる林道というのは、実はかなり高い規格の林道が出てくるんですね。この下に基本的には市町村が実行する林道というのがたくさんありまして、これが毛細血管のように山の中に張り巡らされて、そこから木が出てくる。そういう点では、ここで評価しなければいけない道というのは、少し生活道の意識が強かったり。だから、安全設備という話が出てくるくらいのもになっていくんだろうというふうな感じがいたします。

もう1つ、今の県の方のご説明の中で抜けているなと思うのは、林道というのは山で立っている木から丸太になって市場まで出て行く。その過程がコストが下がるだけであって、そこから製材工場に入り、製材工場で四角くなったり板になったりして、そこから製品市場に行き、木材屋さんなり問屋さんなりに行き、その次に工務店に行く。そして、家が建っていくという過程の中で、どうしても全体の流通コストをどこまで下げていくかということを検討していかないと、施主のところにも三重県の木材が渡ったときに、ほかと使いにくいとか、比較的高いとかいう話になるので、その辺の整備が今後三重県であればウッドピアなんかを中心にして、1つの事例として動き始めたんだろうというふうに思うんですね。それを今後県がどこまで流通の流れの中でそれを短絡化していくか、合理化していくかという議論が起きてこない、委員がおっしゃったような部分の評価が出てこないし。

もう1つは、やっぱり道を付ける過程の中で、極めてその部分だけ見ましても、どこまで道を使った新しい搬出が技術的に定着していくかというところの議論も同時に進めていかないと、道ができて昔道がなかったのと同じような搬出の仕方をして、コストがかかっているということもかなりあるんですね。三重県の場合、特にまだまだその辺が遅れているなと思うんですけど、一番総合的にというのは、多分その辺が。今の2点ですね。流通の部分と道を付けたときの直接的にどう作業を変えていくかみたいな話が必要なんだろうと、材木に関しては。

その次にもう1つ、委員がおっしゃられたような、じゃあ森林をどうしていくかという話になったときには、そこでまだなかなか高い値段が出てこない。山に入ってこない。安いコストの中で、森林をもう一回再生産するためのそこでの技術の革新というのも、もう一回三重県は考えないと、今までと同じようなやり方で、高い値段で売っていた、木材が不足物資だったという前提でいった育林とは変えていかなければいけない。

その辺の整理が、今回2つが1つになるというお話ですからもっと議論が高まればなと。そうしないと、・・(テープ交換)・・

(委員)

この15ページに関わる企業庁関係の伊賀用水供給に関する部分なんです。この部分に関しては、結構いろんな審議をつい最近行ってきましたのでよく覚えていますが、この15ページに書かれている一番上から4行目、5行目、それから5の問題点、それから6の対応方針とかを読んでみますと、結局どうしたいのというのが見えてこないんですね。

例えば、平成21年4月からは給水を開始するんだということを考えると、今16年ですからあと5年でやっていくというのは、どう考えても川上ダムがどうなろうと必要だということやっていくんでしたらば、方法として前説明されたのが、暫定豊水の水利権とかいろんな部分を視野に入れて考えていきたいよということだろうなと思うんですが、どうしても川上ダムの動向を注視しつつという部分がずっと書かれているんですけども、一体企業庁としては何がどういうふうにしたいのかと。この事業を21年4月までとにかく給水開始を念頭にするんだとすれば、この辺で選択肢はないように思われるんですね。

だから、川上ダムがどうであろうと、これは例えばいろんな方法を考え、総合的な部分でとにかくやっていくんだということの部分であろうと。これが継続される事業の意味だと思うんですけども、ここに書かれているものは一体どういうように私たちは理解したらいいのかという部分が見えてこないんで、ちょっと教えていただきたいと思います。

(企業庁長)

ご心配をかけておるわけですが、基本的には三重県としてはというか、企業庁としてはというよりも三重県としてはということになると思うんですけど、この川上ダムはやっぱりつくってもらわないと困ると、基本的には思っています。だから、ぜひ川上ダムをつくっていただいて、治水とか利水とかいろいろあるわけですが、水道としてはその水をあてにしているというのが基本的な考え方なので、まず川上ダムができなかったらどうするのというご指摘はたくさんいただいて、しっかり議論いただいたわけですけど、それはその場でじゃあ水は要りませんということには相成りませんので、他の水をということで前回もいろいろご説明させていただきましたが、結構莫大な経費がかかります。

そうなれば企業庁は、事業はやらせていただきますけれども、その負担は結局住民の方なり市町村がしていただくことになりますので、それだけの決意なり整理というのが必要になってまいります。現状では、川上ダムのことが確かに不確定要素があるというか、時期的に間に合うかどうかという問題もありますので、川上ダムがきちっと進められていくというならば、それが少し遅れるという場合には、ここで書いたような暫定豊水水利権という考え方で水の供給が可能かなと。

だけれども、ちょっと私としては言い過ぎるかもわかりませんが、仮にそれが川上ダムが動かなかった場合に、この21年から必ず企業庁は水を約束できるんですかと言いますと、これは正直ちょっと自信ありません。どうするかということは、やはり地元と十分議論をして、どういう方法でということはいろんな方法、極端な場合は井戸を掘るという方法もあると思うんですけども、そういうことを選択しなければならないことがあり得ると思いますね。

(委員長)

率直なご意見頂戴しまして。今、委員のおっしゃるのは、例えば今率直なご意見伺った、そこまでここに書いていただければということでしょうか。

(委員)

そういうことができれば、わかりやすくいいと思いますが、今の答えでありますと、例えば平成21年4月の給水開始は地元が非常に望んでいることであるので、川上ダムがどうであろうと、とにかくこの部分に関してはやっていく。その選択肢の中で、暫定の豊水だとかいろんな形の部分を考えて継続していきたいということで、私たちとしては継続ということを経験したということになりますね。

それが今のような答えでありますと、まず川上ダムというものがあるんだというのが念頭にあってやっていきたい。だから、ひょっとしたら平成21年4月の給水開始というようなものはできないかもしれないというようなニュアンスもあったように思われるんですよ。そうなってくると、暫定豊水水利権等などいろんな部分を視野に入れているものは、文章としては書いてあるものの、ここのこの事業を継続していくにあたって選択肢としてはダムだという形でのものだということと言われてもしょうがないんじゃないかなと思うんですが、どういうふうに理解したらいいのかということなんです。

(企業庁長)

ごめんなさい。現状の計画は当然のことながら、ダムから取水するという考え方で事業としては動いています。そのダムが少し進捗が遅れてきた場合に、暫定豊水水利権という形で取るというのは念頭にございます。

(委員)

物理的にこの川上ダムの代替案とかいろんなのが出ていく中で、この水道事業をどれだけの時間を要するものなのか。例えば、伊賀あたりで必要とする一日最大給水量48,000トンのは、極端な話、川上ダムが21年まであと1年、2年を切るまでに何も動きがなかったりとか、あったとしても物理的に間に合わないんだというふうになった場合においても、これは暫定とかいろんな方法を考えれば、21年4月には給水が可能なんだということなのか。この辺とてもじゃないけどわかりにくいですね。

(企業庁長)

ちょっと上手く説明ができなくて、申しわけありません。現時点では、最大数量は28,750トンまで、市町村の方で整理をされた数字が上がってきております。一方で、この辺がちょっと抽象的でご理解いただけないかもわかりませんが、現在水が一滴もないのではなくて、現在は水で生活していただいておりますね。それぞれの施設が非常に老朽化してきておるとか、そういう要素もあって今21年4月ということで、市町村から強く要望をいただいておりますけれども。

それでは21年4月に供給できなかった場合に、一滴も水がないのかということ、別の議論だと思しますので、市町村とも十分議論をして整理をしていかなければならない問題かな

というふうに思います。

(委員)

そういうことは、この事業は継続ですよ。では、ダムがどうなるかわからないまでに、では何をすることになりますか。

(企業庁長)

ちょっと私の説明が不十分だったんですが。その資料でも書いておりますけれども、現在のところ事業の進捗ベースというのは、事業費で20%弱でございます。一方送水管、これは50%近くいっているんですね。ということは、地域に水が必要ですので、地域内を張り巡らす管というのは、どこに水源を求めようとも必ず要るわけでございますので、そちらを優先してやっていると。

大きな事業費で何が、事業費としてはまだ2割弱しか進捗してないと。大きなお金はこの部分が残っているのかということになると、取水するところの施設の金をまだつぎ込んでおらないと、こういう状況ですね。だから、各地域内へ張り巡らす管を優先的に。これはどこへ水源を求めようとも必ず要るということで、先行させているという状態ですね。

(委員)

整理をさせていただきたいと思います。ということは、一日最大給水量の48,500トンが、例えば確保されないにしても、この伊賀地域の人々が一日平均的に使われる水の量というようなものは、川上ダムで基本的に考えているけれど、それが場合によってまだまだ決着がついてない場合だとしても、平成21年4月の給水に関しては、問題がないものだという事で理解をするのか。問題があるんだよという形で考えていくのか。

(企業庁長)

単純にどっちか言えということであれば、問題があります。市町村は21年4月に水が欲しいという要望を、私どもいただいておりますので、私どもとしてはぜひそれに応えていく義務があるというふうに思っています。

(委員)

ということは、じゃあダムがどういうふうになるかとやるんだということなんですか。

(企業庁長)

水の事業としては要ると思います。ただし、現在進めておる事業は、ダムから取水をするという位置づけになっております。だから、もしそれができないということであれば、こちらでご意見としてもいただいておりますが、他に水源を振り替えるというふうなことが起こるならば、その時点で評価もいただいて、事業計画をつくり替えるということになります。

(委員)

事業計画を変更する場合があるにしても、やっていくんだということなんですか。

(企業庁長)

水は要ります。水は必ず要る。今のところ市町村からそれだけの水がぜひ要ると言われていますので。

(委員)

そうなってくると、川上ダムの動向を注視しつつという必要もないじゃないですか。例えば、川上ダムがイエスであろうとノーであろうと、代替案が何か出て何であろうと、この事業は21年4月に給水の開始であると。そういうことであるので、継続して事業をやっていくんだという形で整理をする必要がありますよね。そこを、例えば大前提でここだというふうに置かなければ、この事業が成り立たないかということでもないじゃないですか。

今の位置づけに関しては、どうもダムがまずあって、先にあって、そこに基づいた事業をやっていくんだよという説明をしているんですけども、話をずっと聞いていきますと、そういうような部分がなくてもやっていくんだということですよ、今の結局説明は。

(企業庁長)

水は要りますね。水は要りますから、水道事業としてはやらなきゃならないと思います。

(委員)

この事業は、完結は何年何月の事業なんでしょう。

(企業庁長)

最終事業完了時点ですか。

(委員)

はい。

(企業庁長)

それは、水道の方ですか、川上ダムの方ですか。水道の方ですね。

(委員)

川上ダムじゃなく、この水道事業なんです。3番伊賀用水供給。

(企業庁長)

水道は今求められておりますのは、21年4月に給水をしてくださいということ、市町村からは言われているということです。

(委員長)

委員。前回の再評価、そして現地、また再々審議で、今のご説明は一応我々委員として

も了承しておるんです。先ほどちょっとお聞きしたのは、この文言の書き方が少し意味がとれないというご指摘なのか、そこのとこいかがなんでしょう。

(委員)

意味がとれない、通っていないというか、意味がわからないというところの部分が、なぜかと言うと、至るところに今後も川上ダムの動向を注視しつつこういう形、こういう形でやっていく必要があります、ありますとなっているんですね。この事業は、始めと終わりまでの期間があるはずで、それ今ちょっと覚えてないんですけれども、恐らく平成21年4月の給水開始だということであれば、平成21年に完結というようなことになっているだろうと思うんですけれども、そういうことであるならば、川上ダムの動向がどうであれ、この事業はどんな形をとろうと、この事業を継続して完結していくんだという形にならないと、おかしいんじゃないかということを言っています。

(委員長)

さっきご回答あったんですけれども、この事業は水は必要なんだから行う。これは大前提です。で、管路今張り巡らされている。それに対して、今現状では原計画は川上ダムから水をもらうという計画ですので、おっしゃるように川上ダムという表現がずっと引きずってくる。けれども、その前にはもしダムがなくても水は必要なんだという大前提ですから、この前の再審議のときで、その代替案も考えておるんだよと。ですから、もしダムがダメならば、大前提のそこへ戻って事業は継続するんだ。そのために、某所から振り替えなどで水を持ってくるんだと。

(委員)

今の説明ですと、そういうことが川上ダムが前提になっているので、場合によっては平成21年4月を市町村は望んでいるけれども、遅れる可能性もありますよというような説明だったと思うんですよ。

(委員長)

例えば、ダムがなかったと急遽事業計画変更して、よそから振り替えで持ってくる。そうした場合に、21年に間に合うかどうか。先ほどのご回答では間に合わない場合もあるというご回答なんですけれども。

(委員)

それでいいのかということを知りたい。それでいいということであれば、この事業私たちとしては継続ということを知っているわけでありまして。ただし、継続ということになった場合には、終わりの予定しているところに完結することを目標としてやっていくのが普通の公共事業のものであって、結果的にいろんな障害があったり、いろんなものがあってできないなら、そのときにできないということになっていくと思うんですけれども。この時点でできないこともあり得るというような部分は、審議会のときにこれを再評価したときに聞かれてなかったと思いますが。

(委員長)

その点に関しては、21年度に必ず事業は完了するという性格のものじゃないと思うんです。ほかの事業も、いわゆる延長、延長で。ですから、この場合も当然、その場合水がない、事業計画変更した。そうすると、21年が22年になるかもしれない。23年になるかもしれない。これは我々が今まで審議させていただいたその内容と、そんなに性格変わらないと理解するんですが、私は。

確かにダム云々の表現が多過ぎますので、委員ちょっと戸惑われたのかもしれませんがけれども、繰り返しですが、大前提は水は必要なんだ。今の計画ではダムからもらうんだ。けれども、ここに縷々書かれていますように、非常に不透明、不確定要素が多い。その場合に対して、水はどこからか持ってきますよと。そのために今の管路は張り巡らさないといけませんよ。ただし、もしダムから水を取らない場合は、21年は給水が無理な場合が生じますと。

(委員)

けどそのときには、計画変更するとした場合には、速やかに再評価をかけますと。そこでやっていくんだよということもあったと思います。

(委員長)

そうです。

(委員)

だから、今は確認をしたかったのは、その辺の部分がどうなっているのかということだったんですね。

(企業庁総括M)

総括マネージャーの藤田でございます。いろいろご審議いただきありがとうございます。先ほどの委員のご質問でございますけれども、こちらの方で記述させていただいております川上ダムの動向という言葉使わせていただいておりますけれども、まだ川上ダムが計画が中止になったわけでも何でもありません。現時点ではまだ動いております。私どもの計画の見直しが必要になった場合ということも考えていかなければなりませんので、どうしても川上ダムということについては常に注目をしていかなければならないと、そういう意味合いでの表現でございます。

それと、先ほど庁長から21年の給水のお話を申し上げました。これまでの3回ほどご審議いただいておりますけれども、2回目でしたか1月の寒い時期に現地のご視察もしていただきました。上野市さんの水道につきましては、現在暫定で水を取水しております。これもご案内かと思えます。これは川上ダムができ上がることを前提にして、その次は私どもの県営からの水を供給することを前提にして、それまでの間暫定ということで取っております。現時点でも水が足りないことは事実です。そういう意味合いで水の暫定水利の許可をいただいて、上野市さんは水を取っているわけです。

したがいまして、先ほど庁長が申し上げた21年の全量ということについては難しいかもしれませんが、少なくとも現在上野市さんが使っている、取水をしている水については、私どもの施設に切替をして、そちらから供給していく格好になるかと思います。

この21年4月の給水というのは、全部給水もあれば一部給水もあろうかと思いますが、全体の計画は平成30年度というものを目標年度に置いておりますので、最終的に28,000トンの水が出てくるのは平成30年と想定しております。したがいまして、段階的に水は増えていく。いきなり全量の施設ということでないかもわかりません。私どももコスト縮減だとか事業費の圧縮をこれからも考えていきたいというのは、例えば、ポンプ設備につきましても、あらかじめ全量のポンプを据え付けるのではなくて、初期の段階に必要な量に合わせるようなポンプの台数のセットということも、当然考えてまいります。

少なくとも地元の関係6市町村からは、平成21年の4月には水を何としても出してほしいと。それまでの間のつなぎとして、自分たちの古い施設も、だましだましという言葉悪いですけれども使っているという状況がありますので、それに対して間に合わせるように、私どもとしましては、水道施設の整備は完成させておかなければならないだろうと。特に、パイプラインはつないでおかないことには水が送れませんので、そういう意味で私どもの施設の整備をぜひこの時期に間に合わせられるように推進をさせていただきたいと、こう考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ようございますか。はい。ご説明ありがとうございました。さて、かなり時間が押していますので。いかがですか。あとこれだけどうしても聞いておきたい。水道以外で結構です。どうぞ。

(委員)

私はちょっと質問というよりか意見なんですけども。共通の問題として、コスト縮減の対策について、1つ意見を述べたいと思います。というのは、私この委員会に参加して3回ですけども、コスト縮減の結果として幾つかの報告がございまして、その内容を見ますと、いわゆる計画・設計段階のものがほとんどのように伺っています。

で、来年度以降ですけども、できるならば計画・設計段階が一番重要なんですけども、いわゆる事業中というか、事業期間中、施工段階でのコスト縮減。それには恐らく取り組まれていると思うんですけども、いわゆる業者側からの提案とか、それを受け入れる仕組み、それから採用を可能にするための仕組み、そういったものをちゃんと行って、結果的に施工段階でのコスト縮減もこういうふうには実施しましたというような結果が報告されることを望みます。

(県土整備部理事)

委員のご質問でございますが、実は私ども契約後VE制度をとっております、すべての

工事に。実際になかなか提案が少ないのが現状でございます、唯一去年バリューエンジニアリングを実施したのが、橋梁上部工の富田山城線という四日市港から名阪へ向かっていく道路ですけども、そこで技術提案がございまして、契約後VE制度としましてはそれが最近の事例でございます。

今後、積極的にそういう制度を含めて総合評価等も取り組んでいるところでございますので、そういうものが出てきたときには、記載についてはさせていただきたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。先ほどの委員のご指摘とも一枚通じるところがございまして、どうしたんだということ。もう1つ何か、阿児か志摩で1本あったんじゃないですか、橋梁架けるの。あれは違うんですか。VEじゃないんですか。

(県土整備部理事)

あれはVEじゃないです。当初から。志摩大橋でございますか。干満差を利用して、県内では2例目の橋梁でございますが、かなり大きな二百数十メートルの橋を台船で、干満差を利用して架けたというものがございます。

ちょっと併せてお願いですけども、先ほど委員長、委員の質問に際して一言言われて、なかなかいい言葉だと思ったのがありまして、使わせていただきたいと思います。「県民への出来高報告」というのがあって、これはぜひ使いたいと思いますので。ちょっと著作権はもうないということで。すいません。

(委員長)

ありがとうございます。委員、ご意見ございました。いいです。さて、そうしますと、かなりまだあるかもしれませんけれども、ちょっと私司会進行で時間配分のことから、ただ今説明ございました各担当部局から県事業38箇所、すべてにおいて継続とする議事、再評価対象事業の対応方針と、各事業への対応方針を了承することといたします。ご説明ありがとうございます。

少し時間が過ぎておるんですけども、ここで10分休憩を挟みたいと思いますが、いかがでしょう、事務局。

(公共事業総合政策分野総括M)

だいぶ時間経っておりますので、それでは10分間。15分からよろしいですか。今、4時5分ですから、4時15分から再開ということをお願いします。

(休憩)

(公共事業総合政策分野総括M)

それでは、南島町さんから順番をお願いします。

(南島町生活環境課長)

失礼します。南島町の岸と申します。どうかよろしくお願いいたします。私どものページ数におきましては47、48、49ページとなっております。これにつきましては、漁業集落環境整備事業でございます。平成15年11月6日に開催されました第1回三重県公共事業評価審査委員会におきまして、事業の継続を了承するというご意見を頂戴いたしております。

(委員長)

岸さん、どうぞおかけください。

(南島町生活環境課長)

失礼して座らせていただきます。再評価対象事業の対応方針ということで、4番目でございますが、本町では漁業集落の環境の保全を図るため、漁業集落の環境整備事業を平成11年度から実施してきておりまして、この平成16年の4月から一部供用開始に向け、コスト縮減に努めつつ努力をしているところでございます。

また、本町の問題点ということでございますけれども、過疎化が進んでおるといってもございまして、それを食い止めるため、また、町内の全域にこういう事業を推進していきたいというような課題が残っておりますが、これからもこういう事業を推し進めていこうというようにして頑張っているところでございます。以上でございます。

(委員長)

次、紀勢町お願いします。

(紀勢町水産課長)

失礼します。紀勢町水産課長の山川と申します。よろしく申し上げます。失礼ですが、座らせていただきます。

私どもの対象事業でございますが、103番漁業集落環境整備事業錦地区でございます。平成15年7月15日に開催されました第1回三重県公共事業再評価審査委員会におきまして審査をいただきまして、事業継続の承認をいただいたところでございます。委員会の意見としていただきましたのが、「安全が優先されなければならない防災事業ではあるが、代替案との比較等を十分に行い、コスト縮減を図ることを求めるものである」というのが1点と、あと「当初事業の遂行が長期間にわたって滞っていたことを十分反省され、行政として速やかな対応をされることを強く望むものである」という2点のご意見をいただきました。

それにつきまして、解決方針としまして、防災施設用地の造成計画に対しまして、代替案としまして鉄骨製の避難用建築物について検討を行ったわけでございますが、何分人家密集地でございます。用地確保が困難であるということや、事業費が高くなっていくということがございまして、事業計画に基づいた防災施設用地の造成をしたいと考えております。

また、当初事業の遂行が長期間にわたって滞っていたということを反省いたしまして、

防災施設用地 2 箇所につきましては、平成 16 年度、17 年度に事業を実施したいと。引き続き集落道及び防火水槽に順次事業着手していくということで、早期に事業を完成させていきたいという所存でございます。

また、防災施設の効果を十分に発揮させるということで、現在実施している非難訓練を始めとした住民の防災意識の向上や知識の普及、そのようなソフト面につきまして、今以上の検討が必要であるというふうに考えてございます。

また、当初計画しておりました集落排水施設につきましては、近い将来の課題として受け止めておまして、市町村合併後に広域的な観点で新たな検討をしていきたいという所存でございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。では、鈴鹿市お願いいたします。

(鈴鹿市河川課長)

鈴鹿市河川課長の河内でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。お手元の資料の 54、55 ページでございます。準用河川金沢川河川改修工事でございます。平成 10 年度に再評価を受け、5 年が経過し継続中の事業でございます。再評価の答申としまして、事業継続を承認されました。ただし、「金沢川流域の全体構想を早期に構築し、県民に説明できるよう努められたい」というご意見をいただきました。

このご意見に対します鈴鹿市の対応方針としましては、現在の事業の早期完成を目指して河川改修事業を継続してまいりたいと考えております。また、金沢川流域の全体構想の構築というご意見をいただきましたそれに対しましては、現在の事業区間の上流につきましては、浸水被害の多い中流域までの河川改修計画を平成 16 年度から策定し、さらにその上流につきましては、できる限り流出量を抑制するよう、他の関係機関と調整をしてまいりたいと考えております。金沢川流域全体を考えた浸水対策の策定に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(鈴鹿市公園緑地課副参事)

鈴鹿市役所公園緑地課佐野と言います。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。都市公園事業 106 番の深谷公園ですが、平成 15 年 11 月 27 日第 2 回の評価審査委員会におきまして、事業継続を了承するとの意見をいただきました。

この深谷公園は、当初鈴鹿市の一般廃棄物最終処分場の跡地ということでありましたが、地元からの強い要望。これにつきましては、多目的に使える広場。例えば、ソフトボールであるとか、グランドゴルフであるとか、手軽にできるスポーツのできる場ということなんですが、地域に使える場というのは小学校等ございますが、大会ができるというふうな施設が望まれておりました。このような最終処分場の自然の豊かさの再生と心身の健康づくりを目的として、公園の計画を立てたわけです。最終処分場ということで、長年地域の皆様には暗いイメージを持たれておったところ、市民が集い、子どもたちの声が聞こえる公園に早く整備できるよう、継続して事業を進めたいと思っております。

事業の対応としまして、当初計画では「グランドゴルフ場」というふうなことで名称し

ておりましたが、「みんなの広場」ということに変えまして、将来的にも対応できる広場をつくっていきたく。それと、コスト縮減につきまして、近隣で出る公共の残土を積極的に受け入れていくことといたしております。また、この地域での事業、例えば県道なんです。が、拡幅計画等ございますが、県の方にも推進の要望をしまいたいと思います。

いずれにいたしましても、最終処分場ということでイメージも悪いのですが、安全で多目的に使える人が集う公園に、今後とも推進していきたいというふうに考えております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。では次は、58 ページ四日市お願いいたします。

(四日市市公園・河川課長)

四日市市役所公園・河川課長の桜井でございます。失礼いたします。資料の59 ページでございます。都市公園事業105番南部丘陵公園でございます。この南部丘陵公園につきましては、再審査の結果、事業継続を了承するというような答申をいただきました。その他ご意見はございませんでした。

当市といたしましては、今後も引き続きコスト縮減、また代替案の可能性等に配慮しつつ、早期に事業を完成させるべく、当公園事業を継続実施していく所存でございます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。朝明の都市下水路事業、ご説明をお願いします。

(四日市市下水道部下水管理課)

四日市市下水道部下水管理課企画管理係長の稲垣でございます。課長になり代わりまして、ご説明申し上げます。資料61 ページでございますが、下水道事業朝明都市下水路事業につきましては、第4回委員会におきまして審査をいただきました。事業の継続を了承いただいております。

当事業につきましては、今年度も事業を順調に進めておりまして、17年度末には事業を完了する見込みでありまして、事業を順調に進めて17年度に完了させていきたいというふうに思っております。

(委員長)

はい。来年度末には事業が。来々年度ですね。

(四日市市下水道部下水管理課)

再来年度末ですね。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では、熊野市の方で、山崎運動公園のご説明お願いいた

します。

(熊野市建設課長)

熊野市建設課長の山本と申します。よろしくお願いいたします。失礼します。それでは、継続の答申をいただきましたもので、方針案等を説明させていただきます。63、64ページでございます。

都市公園事業 107 番山崎運動公園についてですが、平成 15 年 12 月 15 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、継続とともに、「遊水機能への影響が懸念される当初の立地計画については遺憾であるが、今後はこのようなことのないよう的確な計画に努められたい」と、「公園事業全般について、住民の責任ある参画を即し、適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト縮減に努めること」とのご意見を受けました。

当公園は、平成 14 年度末現在で、全体計画事業費の約 88%を実施し、各施設などの完成とともに逐次供用開始し、主な運動施設はほぼ完成し、施設と施設間の園路などが残っており、地域の活性化などを図るために早期完成が望まれており、当事業を継続して実施していく所存ですが、この答申を踏まえて遊水機能面においては、志原川の治水対策に時間がかかるため、園地内の整備を進めていくにあたっては、遊水機能に配慮した整備を進めていく必要があること。運営のコスト縮減などについては、安易に管理委託せずに、適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト縮減に努める必要があることとしながら、スポーツ、レクリエーション、コミュニティの場として幅広く利用できるとともに、都市景観及び防災上からも重要な役割をもつため、その整備などに努めていかなければならないと考えています。

このような問題点の解決方針案としては、当公園の区域外も含め、治水に配慮した計画のまちづくりを進めていくとともに、ソフト対策として河道改修が完了するまでの暫定処置対策として、浸水実績図の配布や、浸水表示看板の設置など、県と協力をして進めていきます。また、スポーツ関係者をはじめとする公園利用者の方やボランティアグループなど、市民の主体的な維持管理への支援など、公園・緑地の維持管理の充実を図るとともに、公園・緑地を大切にす意識の啓発に努め、運営のコスト縮減を図ります。

今後の課題とその対応につきましては、地域住民やNPOの活動、民間企業の社会貢献活動など、多様な主体の参画による取組が積極的に展開されつつあります。こうした多様な主体の参画と連携による協働の取組には、地域への誇りと愛着のある緑豊かなまちづくりを進めるため、極めて重要な役割が期待され、これら参画による協働の取組を進めるため、場づくり、仕組みづくりに努めていきたいと思ひます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。完成目前で、その後の対応、維持管理についてもご説明いただきました。ありがとうございます。河芸町、お願いいたします。

(河芸町産業建設課課長補佐)

河芸町産業建設課岡でございます。座って説明させていただきます。河芸町町民の森都

市公園整備事業につきましては、平成 15 年 12 月 15 日に開催されました委員会におきまして、再評価審査の結果、事業継続を了承していただきましたが、ご意見をいただいております。1 つ目としまして、「新市計画を踏まえ各公園間の役割分担を考え、一層のコスト縮減に努めること」。2 点目といたしまして、「公園事業全般について、住民の責任ある参画を促し適正な維持管理を図るとともに、運営コスト縮減に努めること」との意見を受けております。

それに対しまして、対応方針といたしまして、現在ほとんどの施設の維持管理を外部発注しているということで、維持管理費、コストが高くなっております。今後、この点を考慮しまして、ボランティアやシルバー人材をはじめ、施設の利用者を含めた住民の参画を促し、施設の維持管理をして、コスト縮減をできるよう検討していきたいと考えております。

また、市町村合併に向けて新市計画の中で、広域的な競合公園との施設計画との整合を図りながら、お互いの役割を明確にしまして、互いの事業について検討していきたいと考えております。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。どうぞ。

(河芸町産業建設課副参事)

続きまして、同じく産業建設課の山野と申します。座らせていただきます。都市下水道事業豊津川都市下水道につきましてでございます。前回の第 5 回当委員会におきまして、事業継続について了承いただきました。特に、ご意見はいただいておりますが、今後の方針といたしましては、住民の早期事業完了に対しまして強い要望がありますので、事業を継続し、計画どおり平成 19 年度の完了に努めたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。では、安濃町お願いいたします。

(安濃町建設課課長補佐)

安濃町建設課の小林と申します。よろしく願いいたします。座らせていただきます。今回、再評価審査対象となりました都市公園事業安濃中央総合公園につきまして、事業継続の了承をいただきました。「新市計画を踏まえ、各公園間の役割分担を考慮し、一層のコスト縮減に努めること」。また「住民の責任ある参画を促し、適正な維持管理を図るとともに、運営コストの縮減に努めること」とのご意見をいただいております。

当公園は、津地区広域市町村圏をエリアとした地域住民の余暇の有効利用に対する要望に応えるため、昭和 57 年以来順次事業の推進を図ってまいりまして、利用者の方々の増加もしております。

対応方針といたしまして、市町村合併も控えておりますので、新市の拠点施設となるよう当公園の役割を考慮いたしまして、今後新市建設計画におきましても計画検討等を加えらるとともに、資源の再利用等一層のコスト縮減を図り、住民の積極的な参加など、住民や

公園利用者の方たちやボランティアなどとの協働連携をいたしまして、適正な維持管理、運営コストの縮減を図り、早期完成に向け事業を継続実施する所存でございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。続きまして、亀山市お願いいたします。

(亀山市下水道課課長補佐)

亀山市下水道課課長補佐の稲垣でございます。本来は課長がこの場でご説明を予定でしたが、議会の関係で欠席させていただきますので、私が行わさせていただきます。では、座らせていただきます。

亀山市流域下水道につきましては、15年10月23日第4回の同委員会で継続の了承を得ておりますが、その中で、「費用対効果分析にあたっては、単独浄化槽が入手不可能な現況から判断して、代替法として採用することは疑問である」というご意見をいただきました。これにつきまして、私ども亀山市としましては、下水道事業自体はやはり北勢沿岸流域下水道の南部処理区に属した下水道事業を展開しておりまして、目標である1,697haの早期完成及びコスト縮減に現在努めて、鋭意整備中でございます。

この事業につきましては、10年を経過し、212.9haの整備を終わり、進捗率としましては12.5%を現在達成しております。残る計画につきましても、コスト縮減を図りつつ、早期完成を目指し、事業継続を行いたいと考えております。

委員会でのご意見に対する対応でございますけれども、汚水処理施設整備につきましては、財政制度等審議会における類似事業間の評価手法の統一化に関する議論等を踏まえ、平成13年12月14日付けで農林省、環境省、国交省の三省において、費用効果分析における効果の算定方法の統一がなされました。そのとき、その効果項目として生活環境の改善、トイレの水洗化、公共用水域の水質保全があり、トイレの水洗化効果を算定する場合、単独浄化槽を代替法として用いているところでございます。

委員会意見としましては、いかがなものかとの意見も頂戴しておりますので、この背景を踏まえながら、基本的に単独浄化槽を代替法として採用しておりますが、当委員会の意見を配慮させていただいた中で、合併浄化槽、単独浄化槽、2つの代替法を用い、2種類の費用分析効果を今後とも予定をしております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ちょっと何か難しい問題を含むような予感がするんですけど、ありがとうございました。菰野町お願いいたします。

(菰野町下水道課長)

菰野町下水道課長の位田でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。お手元の資料の76ページでございますが、菰野町流域関連公共下水道事業でございまして、第4回の審査会におきまして、事業の継続の了承という意見をいただいております。なお、亀山市さん同様に、「費用対効果分析にあたっては、単独浄化槽が入手不可能な

状況から判断して、代替法といたしまして採用することは疑問がある」とのご意見をいただいております。

私ども菰野町の下水道事業につきましては、北勢沿岸流域下水道の北部処理区に属しております。平成6年度から事業を進めてまいっております。その後、10年が経過いたしました。約320haの整備をさせていただきまして、進捗率といたしましては20.6%という状況でございます。今後におきまして、住民のニーズも高いことから、当事業を継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、委員会のご意見を踏まえた中での事業への対応方針でございますが、亀山市さんと同様なことでございますが、国におきます三省協議等踏まえまして、費用効果分析におきます効果の算定方法が統一されております。そういうことから効果項目といたしまして、生活環境の改善、トイレの水洗化、公共用水域の水質保全があり、トイレの水洗化効果を算定する場合、単独浄化槽を代替法として用いるということとしております。

そのような状況で、なお委員会意見にもございますように、現在入手が不可能なものを代替法としているのはいかなるものかというような意見でございます。こうした意見の中でございますが、国等の背景も踏まえまして、単独浄化槽を代替法といたしまして採用していきたいというふうに考えております。ただし、下水道事業におきまして、合併浄化槽と単独浄化槽の2つを代替法として、2種類の費用対効果分析を行っていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました、ご説明。何か、亀山市と下水姉妹協定を結んでいるような文章。ごめんなさい。すべての事業は継続するというところでよろしゅうございますね。

ただ今、市町村から対応方針につきましてご説明頂戴いたしました。ご確認事項とかご意見頂戴いたします。どなたからでも結構でございます。いかがでしょう。再評価のときに特に問題もなく事業継続承認した案件もありますし、少し委員会の方から意見申し上げたこともございますが、改めて何か。どうぞ、頂戴いたします。

(委員)

発言しなきゃいけないだろうなと思って、発言するのですが。下水道の亀山市さんと菰野町さんが、同じようなほとんど同一の文章を出されてみえます。恐らくほかの市町村さんが出られても、来年はまた同じ文章かなと思って拝見してましたけども。

下水道事業の場合に、代替案としてという話は、本会議のときに散々出た話です。国の方がそういう基準ですので、それに準じておりますというご説明も十分伺いました。同じことの繰り返しになります。ただ、単独浄化槽というものは、もうほぼ流通していないもので、過去の産物だというふうに、私たちは思っております。そういうものを代替として使った場合に、これだけ下水道の方がコスト的にいいんですよというような説明を、今後も延々と続けていかれるのかということに。その姿勢に対してはとても疑問を感じるんですけれども。

言ってらっしゃることは、とてもよくわかりますけれども、その辺のところというのはどなたに伺えばいいかわからないんですが、県の方にその辺の姿勢を考えていただく

べきものなのか、市町村単独で考えていただくべきものなのかというのは、ちょっとよくわからないのですが、何かちょっと一言教えていただきたいなと思います。

(県土整備部下水道工)

すいません。いつもお世話になります。この文章にも書かせていただいておりますが、確かに入手が不可能だと、単独処理浄化槽は。ただ、ここにもちょっと書かせていただいておりますが、三省でこの污水处理施設整備事業につきましてはいたしております、そこら辺の費用と効果の手法を統一しようということも出ておまして、あくまでも単独処理浄化槽で、トイレの水洗化効果は算定していきたいと。

ただ、この意見にもありましたように、合併処理浄化槽を代替法として使っていく方法も2つ併用して、今後行っていきたいということでございます。

(県土整備部理事)

補足させていただきますと、確か一昨年だと思いますが、農道の事業の中で、広域農道と我々やっている県道、国道の整備の評価の違いがどうなのかという議論がございまして、確か農道の評価でも県独自で評価の仕方。国に対しての評価、これは三重県の評価委員会という性格を持っておりますので、県独自の評価方法を出してもいいのではないかとご意見いただきまして、それから2通り。国に対しては国に対してのやり方を出さないといけないということと、おっしゃるとおり、もう過去のもを評価の対象にするのはどうかという議論を踏まえて、2通りの出し方をいたしております。

我々としては、補助事業を受ける立場では、国に対しての評価を受けたという報告と、県独自の評価をしたというやり方をとるしかないのかなという形で、やはりおっしゃるとおり実際もう合併浄化槽しか手に入りませんので、そういうやり方をとらざるを得ないと。これは一昨年の農道でも、確か効果の中に、例えば交通事故の減少効果とか、そういうのは農道ではみてないのではないかとご意見を踏まえて、農道でも確かそういうB/Cの計算をやったことがございまして。国に対するものと、やはり県独自性を出したという形で、ご理解していただきたいなというところでございます。苦しい答弁でございますが。

(委員長)

それは確かほ場整備か何かでもお願いした経緯があると思うんですね。ですから、私たち委員会は、やっぱりどちらかというところの県の出された、いわゆる委員会がお願いした評価でもって評価していった方が、私はいいと思うんです。この場合ですと、合併の方で出てきた数字もしくは考え。そんなことで理解しておりますが。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

その場合、評価委員会に単独浄化槽での代替案としての費用対効果分析を報告しましたということが、国に対しての報告に関して義務付けられているということですか。要するに、評価委員会には合併処理浄化槽の代替案というような形の費用対効果の報告を受けて、

国への報告は国のセオリーどおり単独浄化槽と使い分けるといようなことは、やはり何か不都合なことがあるのですかということです。

(委員長)

前半は単独と合併はうちの委員会ですべていただいておまして、国の場合、国への報告はどうなんですか。2つ。

(県土整備部下水道T)

国への報告も2つはしておるんですけど、先ほども統一した手法ということで、併せて報告はいたしております。合併浄化槽を代替法にした場合と、単独処理浄化槽を代替法とした場合の2種類を報告しております。

(委員)

国へ報告するときには、単独浄化槽の数字。要するに作業としては、なざる作業は一緒だと思わなくても、国へは単独浄化槽の方の数値で報告書を書き、評価委員会に出すときにはそれは出さないで、合併浄化槽の話だけを出すというような格好というのは、何か不都合があるんですかということです。

(県土整備部下水道T)

実施要領細目の方で、再評価委員会に諮りなさいということで、文章が規定されておりますので、2つを国の方へ報告させていただいておるといことでございます。

(委員)

国へ出した報告は、これは再評価委員会にも報告してありますといことで出さなければいけないこと。

(県土整備部下水道T)

はい、そうでございます。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

いかがでしょう、市町村事業ですけれども、12箇所、ご説明頂戴しました。よろございますか。では、特に追加のご質問ございませんので、ただ今ご説明頂戴いたしました市町村事業12箇所、すべてにおいて継続とする再評価対象事業の対応方針と、各事業への対応方針を了承いたします。

続きまして、事後評価対象事業の事業方針の説明をよろしく願います。

(公共事業政策TM)

それでは、事後評価の対応方針について説明させていただきます。

(委員長)

事務局、ちょっとお待ちください。さしでがましいことなんですが、これからは県事業の説明ですね、事後評価。

(公共事業政策 T M)

事後評価は県事業です。

(委員長)

市町村の方、もし仕事があれば、退席されてもいいんじゃないかと思うんですが。何かあるんですか。そうですか。さしでがましいことを言いましたが、市町村の方、多分ご多忙ですので、年度末。

(市町村 退席)

(委員長)

それでは、事後評価、進行お願いいたします。

(公共事業政策 T M)

では、事後評価の方針について説明させていただきます。78 ページをご覧ください。平成 15 年度は、この表にございますように、県事業の 3 事業について、委員会で審査をいただきました。3 箇所とも評価の結果については妥当と答申をしていただきましたが、併せて貴重な意見も幾つかいただいております。それにつきまして、対応方針等説明をさせていただきますと思います。

めくっていただきまして、80 ページでございます。これは 3 箇所とも共通事項ということで、意見をいただいております。1 月 21 日の第 5 回の審査委員会におきまして、事後評価の審査をいただきました。3 点のご意見をいただいております。まず、「事後評価箇所の選定理由を明確にすること」。次に、「アンケートについて、アンケート用紙は必ず添付し、各質問項目について目的を明確にするとともに、結果については十分な考察、検証を行うこと」。3 目ですが、「アンケートで出てきた課題について、住民にフィードバックする手法を構築すること」でございます。この 3 点でございます。

この 3 点についてですが、今後行う事後評価にあたりまして、次のとおり取り組みたいと思っております。まず 1 目ですが、評価箇所の選定理由を明確にし、県民への説明に努めていきます。2 番目です。委員会の資料にはアンケート用紙を必ず添付します。

3 番目の対応ですが、アンケートはその手法や表現内容、内容の表現ですね。さらには、対象住民の居住地、性別、年齢、所得、職業など、さまざま要因によってその結果が大きく左右されます。また、事業の特性によってもこれらの要因は大きく変化するものと考えております。このようにアンケートによって客観的に県民の意見集約を行うことは大変難しいと考えていますが、現在においてはまだアンケート手法のマニュアル等も存在してい

ないので、今年度手探り状態であったかと思うんですが、これから可能な限り県民意見の客観的な集約に努めていきたいと。今年度の反省を踏まえて、来年度のアンケートも改良していきたいというふうに考えております。

事後評価で今後の計画する事業や、実施する事業に反映される内容が明確になった時点におきまして、住民にもフィードバックしていく手法というのを、平成16年度中にちょっと検討いたしたいと。まだ、具体的にどの方法でということまで、まだ至ってないのですが、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

全体についての対応方針は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。ちょっと、すいません。ここで切りまして、・・(テープ交換)・・入ります前に、いかがでしょう、今の共通のご説明に対してですけど。このアンケートというのは、相当お金がかかるものですか。

(農林水産商工部農業基盤整備T)

農林水産商工部でかんがい排水事業長島北部地区で実施したアンケートなんですが、費用はすべて業務の中でやりました。ですから、うちの場合は無料ということで、今回は行いました。ただ、直営でやりました。

(公共事業総合政策分野総括M)

アンケートの数はどのくらい。

(農林水産商工部農業基盤整備T)

190。200弱です。

(委員長)

事業費の内数とかそういうのではなくて、アンケートそのものがかなりお金のかかる仕事なのかどうかという単純な質問なんです。

(委員)

・・だと言った方が・・の中では債務の歳出ですから。直営でやるとコストは関係ない。

(公共事業政策T)

私の経験でお話させていただきます。パーソナリティ調査とか、都市OD調査、それから今我々でやっておりますCVMの調査。あれでいきますと、だいたい1票あたり2,000円から3,000円。それプラス基礎のお金が要りますから、例えば1,000票取ろうと思うと数百万プラス100万とか200万というコストがかかってまいります。

(委員長)

で、業務の時間もだいが取るようなものですか。

(公共事業政策Ｔ)

まともにアンケート、精緻なものを取ろうと思うと、半年なり１年なりという期間は要します。

(委員長)

はい。ちょっと素人の質問して申しわけなかったです。どうぞ。

(委員)

昔、アンケートを取る仕事をしていたので、アンケートに費用と言われると何なのかなと思ったのですが、今聞かせていただいて、なるほどと思いました。アンケートの項目などがみっちりしたものになってくると、恐らく時間がどうしてもかかってくると思うのですよ。ただ、す事業のターゲットが絞られていて、どういうことを聞きたいかということがわかれば、そんなにたくさん項目ないと思うのですよね。あれもこれもという問題ではなくて、本当に事業に関することに対するアンケートになってくるので、そんなにたくさん項目はいらないと思うのですよ。で、数というのも、何千という単位、事業にもよると思うんですけど、たくさん要る必要があるかどうかというのも、事業によるとは思いますが。その辺りも時間もそんなにかからないと思います、費用的には。

ただ、そのアンケートの項目が私は一番気になるところであります。何を検証したいか、一体何の結果を求めているのかということからアンケートをつくっていけば、そう大して難しいことではないような気がするのですよね。ただ単に普通に性別は何々でって、アバウトなアンケートで出てきた答えが大した検証にもならないというようなアンケートだったら、まずいかなと思ひまして。本当に何を求めているか。その事業に対して、「これが問題だったな」という、ちょっと気になるような部分などがあれば、それに対して住民はどう思っているかということ聞き出したい。聞き出したい項目をとにかくアンケートの中に入れていったらいいのではないかなと思います。そのあたりは県などでアンケートをよく制作している部署などに聞きながらつくっていくなどすればいいのでは。

(委員長)

今、言われたアンケートのプロというんですか、そういうデスクはあるのですか、県庁内に。

(委員)

公聴公報課とかで、そういうのはやってないのですか。

(公共事業政策Ｔ)

統計課というのがございます。

(委員)

そういうところはどうなんですか。

(県土整備部理事)

実は、先般も議会で質問出て、たまたま住宅の耐震化の話で、うちの建築課の技師はかなり熱心にやっておるものですから、実はアンケートの中身を見たら非常に答えやすい。ターゲットをちゃんとしてあるものですから、回収手法もはっきりしてまして、耐震診断したお家に診断結果を届けたときにアンケートを渡して、回答してもらおうと。はっきり言いますと、幾らくらいなら工事をしたいですかとか、耐震に対してどういう不安を持っていますかとか、このままでいいでしょうかとか、危険箇所とか、非常にターゲットをはっきりしてやっていると、回収率が非常に高く85%回収率がありまして、かなり精度が高いものかなと思っていますので。やはり書いてあるとおりアンケートの仕方によって随分違うのかなと。その辺はやっぱりプロのノウハウをちょっと取り入れる必要があるのかなと思っています。

(委員)

そうですね。プロは結局、そのアンケートをもとに自分たちの事業を修正していくというか、儲けるといったらあれですけども、直していき、いかにニーズに合ったような事業を行うかということを考えれば、本来県は県民のニーズというのをつかまないといけないので、このアンケートというのは、本当はもっとたくさん行う部署があってもいいんじゃないかと思うんです。県民の声というのが、ここでしかとっていけないじゃなくて、もっといろんなところでとってもらえるような、常に県民の声を聞くというところがあればいいかなというのは感じます。

(委員)

事後評価をどういうふうに判断するかというのは、いろんな手法があると思います。アンケートによるのが一番その事業にふさわしいのか的確なのかは模索していく必要があると思います。便益の再確認など、あるいは統計などの他の手法によって判定することがふさわしい事業もあると思います。統計というのを、これから少し見ていただく必要があるかなというように思います。

(委員長)

ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

付け加えさせていただくと、事業部だという言い方をされているわけですから、マーケティングだというふうに考えて、そういう傾向なりニーズなりをつかまえていくやり方ということの中に、1つアンケートがあるかなというふうな考え方も。そればかりではやっぱり困るという部分あると思いますけど、公ですから。それが必要かなというふうに思います。

(委員長)

共通することで、アンケートの位置づけ、手法ということでしたけれども。それでは、個別ご説明お願いできますでしょうか。どうぞ。

(農林水産商工部総括M)

農林水産商工部のかんがい排水事業長島北部地区について、ご説明申し上げたいと思います。82ページでございます。委員会の意見としまして、まず「工期延期について原因を究明し、今後の事業へ具体的な対策を検討すること」ということが1つ。もう1つは、「資料作成にあたって専門用語について県民にわかりやすいものとする」ということで、これは大変申しわけないと思っております。

次に、その対応方針でございますが、この排水路改修をしたことで、畑作等への達成が100%上回った、長島町においてですね。そして、そんな中で、畑作では特にナバナ、ハウストマト等が全国有数。そして、県内有数のそういうふうな産地となって、収益性の高い農業が営まれているという状況の中で、問題点でございますが、特に平成4年度に完了しようとしていたものが9年度と、5年の延長をされていて、事業効果の発現が遅れたというのが1つでございます。もう1つは、これは今お話のあったアンケートからの話でございますが、農業者には事業の理解が得られていたのですが、非農家に対しては十分な理解が得られてなかったということがございます。もう1つは、環境に配慮するということがその当時前提としていなかった。こういうことが問題点だと、我々考えております。

今後、対応方針でございますが、事業の工程管理を徹底して、早期の工期発現に臨む。これが1つでございます。もう1つ、受益者は当然のことですが、非農家に対しても十分事業について理解を求めていく。これが1つでございます。そして、非農家の方々の意見も反映できるような地域全体でそういうふうな事業に取り組む、そういうスタイルをとっていきこうと。これをしていきたいと考えております。もう1つは、環境負荷のことでございますが、生態系調査等を十分しながら、地域の環境と調和するような、そういう事業に進めていきたいと考えております。

最後でございますが、長島町、都市近郊型の農業としまして、単なるハード事業の完備だけで留まることなく、効率性の高い営農を地域全体としてこの事業をツールとして目指していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。次、お願いいたします。どうぞ。

(県土整備部理事)

県土整備部でございます。事後評価に対する意見への対応方針でございますが、私どもは2事業、美杉村の地すべり対策と、浜島町における海岸環境整備事業でございます。2件を審査いただき、両事業とも妥当性を認めていただきましたが、地すべりに対しては、「事業効果確認のため、モニタリング手法の工夫とか、継続的な観測を行うとともに、観測データの住民への情報提供手法を検討すること」や、海岸事業においては、「地元等の協議について、事業推進のためだけではなくて、地域振興につながるような関係者との協議も行い、計画を策定すること」などの意見をいただきました。

この意見は、改正されました海岸法のいわゆる保全と利用と環境という面で、ごもっともな意見だと思っております。我々の公共施設の状態を客観的に把握して、計画的かつ効率的に管理するということが、継続した点検パトロールが必要で、そのデータの蓄積は必要不可欠なものだと思っております。しかし、現在施設によっては点検の手法が十分確立されていないものがあり、今後施設の状態を客観的に判断されるようなわかりやすい点検手法を作成しまして、地元市町村や住民と連携して、データの蓄積を行い、得られたデータを住民に提供していくこと。それから、適切な施設の維持管理を図るということで、住民の安心安全を提供したいと考えております。

また、各事業におきましては、事業の計画策定から維持管理まで、いわゆる社会資本整備プロセス全般において、住民参画のあり方について検討を進めているところでございまして、その結果については今後の公共事業全般においても反映させていきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。最後ですけれども、浜島港お願い申し上げます。もう1件。

(県土整備部理事)

実は一緒に。

(委員長)

ごめんなさい。私ちょっと、連続を忘れておりました。申しわけございません。すいません。かなり疲れてまいりまして、すいません。今、ご説明のありました3箇所、事業方針ですけれども、いかがでございましょう。ご意見頂戴いたしますが、ご確認事項でも結構です。ようございますか。どうぞ。

(委員)

かんがい排水事業ですけれども、委員会の意見に対しての答えとしては、ちょっと物足りないような気がするんですけども。「工期延期について原因を究明し、今後の事業の具体的な対策を検討すること」で、解決方針のところ、「工期の遅延が事業効果の発現を遅らせる」ということと、それから今後のことについて、「工期管理を徹底し」というようなことが書かれてますけれども、原因がこうで対策がこうだというようなことは出てこないんでしょうか。

(農林水産商工部総括M)

実は、非常に弁解がましいことになるんですが、一番工期が伸びたのは、実は予算配置というか、予算配分というか、そういうところがございますので、他動的要因というようなことを正面切って言うことが、いかがかなという配慮の中で、こういうふうな表現だけに留めさせていただいたということでございますので。重点的な事業をたくさん持っておりながら、じゃあ予算重点配分すればいいじゃないかという、片方でそういう意見はあろうかと思いますが、そんな中で工期が遅れていったというところがございますので、なかなか

か正面切って書けなかったところでございます。

(委員長)

委員、いかがでございましょう、ご説明。予算の話です。

(委員)

問題点の2番目に、非農家に対して十分な理解がなされてないとか、着工が遅れたということはなかったんですか。

(農林水産商工部総括M)

非農家に十分理解が得られてないことから、事業に問題が生じたということではございません。そして、それで着工が遅れたと。何らかの問題で着工が遅れたということではございません。あくまでも予算配分がなかなか全体の中で、当初要求どおりに。だから、何か他動的要因をここで書くことについて、いささか抵抗があったということで、あまり触れさせてもらわなかったというのが実態でございます。

(委員)

そうすると、委員会の意見も、ちょっと今となっては何か、何でこんな意見を出したのかなという感じになりますね。そんな、こう言うては何ですけども、単純な原因というか。ほかにもあるんじゃないかということで、こういう意見を出したような気がするんですけども。まったくそれだけなんですか、くどいようですけど。

(農林水産商工部総括M)

はい。ですから、これは当初の工期設定がまずかった。そういう意味で、「工期管理を徹底し」と申し上げて。要は、当初から工期設定することをやっぱり正確に我々、いわゆる社会経済状況、そしてそういう予算配分の状況も加味しながら、工期設定をすることがやはり重要なと思っているんですが、このときは平成4年に完了しようとしていたところが、5年延びてしまったと。

こんなこと申し上げると、かえってお叱りを受けるのかわかりませんが、この当時の状況としまして、非常に事業が右肩上がり、事業全体が非常にどこもここもとたくさん要望が出てきている時期でございました。そんなときにすべての事業に、採択はしたものの、事業が国からのというか、県もですが、予算配置ができなかったというのが実態でございます。

(委員)

私、前からの予算のバランスの中で、なかなか事業が進まなかったという話が、どの事業でもほとんど潜在的にあるんですけど、それはそれで何らかの表現で出していけないといけないんじゃないかと思うんですよ。で、あとでおっしゃられた事業計画ができないなと思ったら、途中で事業計画延ばすわけですから、そのときというのは、やはり県民に対しては「もう予算ってそんなにだぶだぶあって、短期間でできるものではないんだよ」と。

あるいは、「重点的に選択肢がいるんだよ」ということは、これはやっぱり僕はオープンにすべき話だと思うんですね。

これは農水産の話だけじゃなくても、どの課でも同じだと思うんです。それをむやむやむやと、工期が遅れたのは何ですかと、むやむやむやという話で。例えば、水路で線路をこすのに時間がかかったとか、よくありますよね。それってほかとの関係があるから、なかなか説明ができないというふうなことで、表に出てこない話があるわけですよ。そういうものというのは、表に出てくるのであれば、かなり厳しい話なんだけど、ひょっとしたらそこを解決するための議論に始まる可能性があるかもしれないし、予算が厳しくなっているんだったら、今度は厳しくなっているなりの事業の計画の立て方を、全庁的に考えなければいけないという話になるかもしれないし。

やっぱりここでは正直といったら、嘘をついているという意味ではなくて、やっぱり実態をきっちりと説明をしていくというのが、この委員会の上手な使い方だと思うんですね。私からすれば、皆様に対して。この委員会だからこそ出しちゃえみたいところがあって、そういう使い方されればいいと思うんですよ。いつもいじめられるだけじゃなくて。そういうふうな考え方で捉えた方が。

いつも僕は思うんですよ。この話だけは表に出てこないわけです、事業が遅れた理由で。こんなに遅れたのに、「この程度の理由で遅れるかい」と思うような理由が付いているわけですね。その辺をやっぱり僕は、事務局も含めて、その辺を積極的に出してもいいと。そのうち、そんなこと書かなくてもいいような計画を立てるようになるかもしれないし、逆に調子よくなったら、もっと短期間にできるかもしれないし。それはそれでまた理由を付けるというようなことで。と思いますけどね。

(委員長)

ありがとうございます。委員のご質問に関しては、右肩上がりよりのときの多分委員もご案内だと思いますけれども、まさしくそういう理由だと、私も思います。何かございます。どうぞ。

(委員)

委員が全体的なことをおっしゃったので、私も最後に言いたいなと思っておりまして。大きなことを言いたいなと思っておりまして。公共事業というのは、やっぱり二本足で立っていかなくちゃいけないなと思っているんです。1つはやっぱり事業そのものの県民に対する意義と役割をいつも考えながらやらなくちゃいけないという点と、もう一方ではB/Cをいつも考えながらやっていかなければいけないなと思っているんです。

そこで、私は皆さんに2つの勇気を持ってもらいたいと思っておりまして。1つは、県民のしあわせにつながらない場合は、事業はもう中止するという、そういう勇気と、逆にあるいは意義があれば、どうしてもここは踏ん張ってやっていくというふうな底力。そういうものを持ってもらいたいと思っております。

先ほどからB/Cについていろいろ言われておりますが、国の算定方法が明らかに間違っていると思うことが多々あると思うんですね。公園事業でもありました。そういうものに対して、本当は私たちよりも担当官の方が、「これは本当におかしいな」と思っているは

ずなんです。だから、私たちのところへ来るまでに、担当官の方で「これはもうノーだ」「こういう国の算定方法は使えない」というふうなことを、もっと積極的に発言したり、それを消化して持ってきてもらうというふうな、そういう元気さというのか、勇気というのを持ってほしいなというふうに思います。

(委員長)

励ましのお言葉で。と申しますのは、例えばそういったことを対応の5番、6番にぽつと入れていただくと、我々読みやすいというような気がいたしますが。何かございます。

(公共事業総合政策分野総括M)

本当にありがたいお言葉を頂戴いたしまして、結婚式の祝辞にあたるような言葉ではないかと思ったわけで。今日は背後に各チームのマネージャー、みんなぞろっと勢揃いしておりますので、よく今のお言葉は耳に入り、胸に入り、腹の底まで入ったと思っております。十分今後事務局も含めて、やはり今の勇気を持てと、そういうことは非常に大事なかなと思っていますので、ありがたく聞かせていただきます。どうもありがとうございます。

(委員)

今度はあまり甘い話じゃないんですけど。私、事後評価あまり経験なく、今回こうやって出したんですけども。事後評価やってみてちょっと感じるのは、事後評価というのは、そのときの時代としてその事業をやっていてよかったというふうな形で終わるんですけども、ひょっとしたら今後事後評価をやる段階で、その時点で、その評価をやる時点で、その事業がその時点の社会に、三重県だったら三重県の社会に適切なのかどうかという評価を、もう一項目入れておくと、ほかの事業をスタートさせるときの参考になるんじゃないかと思うんですよね。

事業をやってきた流れの中で、それがよかったか悪かったかではなくて、この段階でもう1回ゼロからその事業を評価し直してみる。そんなゼロからという大げさな話じゃないんですけど。どの時点で評価をするかというふうなことで、視点を現時点に戻してその事業を冷静に見てみると。そうすると、やっぱりちょっと時代としてはおかしかった。今の時代ではやっぱりちょっと陳腐なものになっていたとか。そういうものって少しずつ出てくると思うんです。それが今の段階で新しく事業をやっていくための参考になっていくんじゃないかと思うんですよ。

視線を少し変えるところを、チェック項目で見つけておく必要があるのかなと思って。そうしないと、どうも流れだけでチェックをしていくというのは、今一步何か次の参考にならない。エネルギーを使うわりには参考にならないかなという気がして。ちょっとはっきりしない意見で申しわけないんですけど、そんな気がちょっとしました。

(県土整備部理事)

個人的な意見で申しわけないんですけど。委員おっしゃった意見は、非常に大事なことだと考えております。私も本年度つくりました新道路戦略とか、海岸アクションプログラム、いろんなものがございますが、果たしてそれが10年後、20年後人口動態とか社会変

化を見据えた形でつくっているのかとか。例えば、100年後には人口がもう六千何百万という数字になったときの100年後までは無理にしても、例え30年か4分の1世紀くらいを見据えた戦略でないと、この評価というのが生きてこないのかなという、個人的な感想を持っておりまして。委員おっしゃったことは、私も共感するものが多いものですから、今後はそういうことも念頭に置きたいなとは思っております。

(委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょう、3箇所、事後評価ですけれども。了承でございますか。はい。それでは、県事業3箇所の事業方針了承することといたします。ありがとうございます。

議事次第2番の3)ですが、今後の公共事業の事業方針。すいません、実はさっき私、失言しておりましたのは、ここの整合性がとれないので。議事次第で3)が入っておりますので。2番の3)です。

(公共事業政策T)

これは、この中に内で盛り込まれていることをごさいます。

(委員長)

そうですか。それでは3番の正真正銘の「その他」に進んでよろしいですか。

(公共事業政策TM)

すいません。ちょっと議事次第の書き方が順番が前後しておりまして、申しわけございません。では、「その他」でございますが、赤いインデックスの資料6をご覧ください。これは来年度、平成16年度の予定箇所なんでございます。まず、資料6の1ページ目が、県事業の再評価予定箇所、16箇所ございます。めくっていただきますと、裏が市町村等の事業でございます、5箇所。再評価はこの2つを合わせまして21箇所なんです、資料7が事後評価の予定箇所。これは今年度と同様3箇所ございます。来年は公営住宅というのが1つ入ってまいります。来年度は合計24箇所でございます。今年度が非常に多くて53という箇所でしたが、来年度は少しゆとりを持ってご審議いただけるのかなというふうに思っております。

予定箇所は以上でございます。何かご質問ありましたら。

(委員長)

来年度の件数と件名ですが、かなり今年度に比べると数は少ないんですけれども、よろしいですか。それでは、続けてご説明お願いいたします。

(公共事業政策TM)

はい。それと、1つ協議事項ということで、ご相談させていただきたいことがございます。本年度ご審議いただきました資料には、事業進捗状況表というのを、事業着手から現在に至る計画を書くように添付させていただいておったんですが、ご審議のやっていた

いた中で、やっぱり過去の計画内容が正確に記載することができなかった事業もございました。このことにつきましては、道路事業のところでも触れさせてもらいましたけれども、公共事業は常に当初の計画という部分が、年次計画というのが正確なものではなかったというものもございまして、実績についてはきちっと把握はされておるんですけども、その当時の計画の対比というのが、非常に正確なデータを記載できないということもございまして。

大変申しわけないんですが、進捗状況表の今後16年度の作成させていただくのは、当面再評価時点までの実績額と、それからその後再評価以降の計画額というようなもので、あわせた表にお願いできないかなと思っております。この点について、ご協議願えたらと思います。

(委員長)

ただ今のご説明のように、実績でもって再評価の事業費、そこをスタート点にしたいというご説明ですけれども、それを基準点に。いかがでしょう。どうぞ。

(委員)

事業計画と並列していただいて、計画そのものとかこういうふうな差異が生じているんですよというふうな表にはできないのですか。

(公共事業政策TM)

計画そのものが、一番最初の事業を着手したときの年次計画というものが、そもそもきちっと残ってないという部分と、その年度年度で、来年度の予算を要求していくわけですが、それはやっぱりさっき言いました予算の全体の枠の関係とか、配分額、国のシーリングという枠をはめられていたり。そんな中で、実際に正確に今年度の事業費を決めるのは、その直前の年度。要望のとき初めて計画というんですか、正確な額が決まってくると。

ですから、補助事業のシステムは、当初全体事業として国には認めてもらうんですけど、その後の年次の計画額を保障されたものではないんですよ。そういったことで、当初の計画というものも、これまでは非常にアバウトというか、それこそ完成年次もアバウトなものが多かったというのが実際でございます。

現在、平成13年度からは、県としても事業着手前に公共事業評価システムというのの運用を始めています。ここでは正確な全体事業費をはじく中で、B/Cを出して、事業の効果等も評価する中で事業着手しておりますので、この13年度以降のものについてはある程度正確な全体事業費なり計画なりが把握できると思うんですが、今再評価にかかってくるものについては、例えば通常ですと事業着手して10年ですので、平成5年とか6年に着手した事業が初めてかかってくると。そういった面ではなかなか、あまり言うてはあれですけど、比較してもあまり意味がないというか、年次計画自体も毎年毎年変わっているというのが実際なんですね。

(委員長)

これは先ほど農林商工の総括が言われましたけれども、あれは着工年度ですけれども、

同じような状況で、事業費もぼんと付けたという感じがありますので。ですから、平成 13 年度、この時点からはしっかりした事業費と、そして進捗把握されておりますので、当面は先ほどのご説明ですけれども、再評価時点までの実績。で、その後の計画をあわせた、そういった一覧表ということで、今後説明していきたいというお考えなんです。

(委員)

基本的に書類というのは、5年とか何とかでどんどん破棄されていくわけですか。それとも、継続している事業自体は、当初計画から綴じて残っていくわけなんですか。もう継続していようが、してまいが、5年とか6年で。多分何年保存というのが庁内で決まっていると思うんですけど、その辺の数字はどうなっているんですかね。

(公共事業政策 T M)

本来なら、当初事業着手した時点での全体計画というんですか、残してあるべきものだと思うんですけども。それこそ本当に10年以上経っているような事業ですと、もう着手時点の正確な書類というのが残ってないケースというのも、まあ今の時点ではあると。事業によると思うんですけど。都市計画事業のように、都市計画やって事業認可を取って、書類自体が正式に永久保存というんですか、そういう形になっているものは残ってはくるんですけど。

(委員)

どの書類をどこまで残すかという問題はあると思うんですけど、例えばいろんな事業で、例えば私の身近な父親の事業なんかでも、かなり長期間続けていると、こっちは当初の方向はわかっているけど、もう県の担当者の方は、最初の考え方が全然つながっていないというのがよくあるんですね。それが、例えばいろんな今回も幾つか出てきた中で、ちょっとおかしいんじゃないのと思えるようなものがあつたので、かなりそんなところに影響されているような気がするんです。

予算がつかみでやってというのは、私も実は森林組合なんかやってまして、林工事業なんていうので何年間か事業やったことがあって。これはつかんでおいて途中で変更してなんていうやり方やってますので、よくわかるんですけど。ただ、それは何のためにやったかというふうなものは、もう森林組合みたいな組織ですと、みんな同意があるので、比較的短期間で終わることもあって、そんなにぶれはないんですね。

ところが、10年続いているとか、10年以上続いているような事業が県の場合あると、そこがすごくだめだと思うんですよ。そういう点では、当初の目的は何だったのかというのは、もう一度内部でどうか腹を決めて調べなきゃいけないと思います。そこを事業の予算がどうのこうのという話は難しいんだったら、それは置いておいてもいい。ただし、事業目的が何だったのかというのだけは、意地でも追究するくらいのつもりで出してこない、僕は無責任だと思う、この金額に対して。県民に対しても。と思いますけどね。

(委員長)

いかがでしょう、事務局。今のご指摘に対してですが。

(公共事業政策 T M)

おっしゃるとおりだと思います。そういった問題点につきましては、私ども公共事業部門の中でも問題視してまして、1つ試みの取組としてプロセスマネジメントというのの研究を今しているところです。というのは、それは事業着手段階というんですか、構想が起きた段階からずっと最後の完成して維持管理に至るまでの間について、やっぱりきちっとマネジメントというんですか、引き継ぎの言われた当初の事業着手の時点の理由とか、そういったものとか、あるいはその時点での必要な書類とか。そういったものをきちんと引き継いでいく。それから、どういうふうに事業を進めるのが一番いい方法なのか。そういったものを記録として残すし、またマニュアルとして使えるような、そういう手法を今検討しているところです。できれば、16年度に一部試行したいというような状態です、今。

(委員長)

時々見せていただくんですけれども、いわゆる県土なら県土で昔の土木ですけど、事業要覧みたいなものが毎年何か出されていたような気がするんですが。ああいったものは、過去に遡って蔵書ということはないんでしょうかね。今の事業目的ということに対する参考資料として。

(公共事業政策 T M)

あれもすべての事業を網羅していませんので、全体の各事業ごとのトータルとか、あと代表事業的なそのときの代表的な事業しかないので、すべては網羅できてない。それと、過去10年も20年もきちっとあるかと言われると、ちょっと自信がございません。

(委員長)

そうすると、今の協議事項ですけれども。繰り返しますが、再評価時点までの実績と、その後の計画を付き合わせた進捗表ですけれども、委員からご指摘ありましたように、いわゆる当初の目的が何なのか。ちょっと霧の中にある全体事業費じゃなくて、目的は確かに持って事業着手したはずですので、できる限り当初の目的。事業費じゃなくて。それは付帯していただくような進捗表にさせていただきたい。

(公共事業政策 T M)

何らかの形で、事後評価の評価結果の中に、その部分を書き込むような形をとらせていただきます。

(委員長)

お願いいたします。いかがでしょう。協議事項ですけれども、再評価時点までは実績値、そしてあとは計画。また、本文ないし然るべきところに、当初の事業目的は記入していただく。できれば記入していただく。はい。では、協議事項了承してよろございますか。では、協議事項了承させていただきます。

(公共事業政策 T M)

それでは、この会の後、また事務連絡ございますので、上の控え室の方へ終わりましたら、またお集まりいただくようお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。本日、かなり密度の濃い議事進行になりましたけれども、事務当局、そして担当部署の方々、このようなものつくっていただきまして、本当に密度濃くありがとうございます。本当にこれは助かりましたし、ご苦労さまでした。これを持ちまして、本日の会終わります。ありがとうございました。

(公共事業総合政策分野総括 M)

どうもありがとうございました。